

自己申告プログラムおよび家族申告プログラム 導入マニュアル

2017年12月1日制定
2020年3月30日改訂
2022年 2月1日改訂
2024年5月13日改訂

パチンコ・パチスロ産業21世紀会

【本マニュアルの使い方】

「自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル」（本頁にて、本マニュアルという。）は、全3章で構成されています。自己申告・家族申告プログラム（以下、プログラムという。）の導入・運用に必要な情報ですので、導入内容に応じて各章の内容をご確認ください。

第1章 プログラムの概要と各種導入ツール

第1章は、プログラム全体の概要、店舗がプログラムの導入を開始する際に必要な書類や各種ツールの情報、各プログラムそれぞれの概要をまとめています。

プログラムを導入する際は、最初にこの章を読むことで、取組みの内容や導入開始に必要なものが理解できます。

第2章 プログラムの運用マニュアル

第2章は、プログラムを導入し、お客様から申込みがあった際の対応方法や運用方法を具体的に説明したマニュアル（説明書）です。

プログラムの申込みがあった際は、このマニュアルに従って対応してください。

第3章 プログラムの申込書

第3章は、お客様がプログラムを申し込むのに必要な申込書です。

プログラム導入の際は、すぐに用意できる場所に備え付けしてください。また、お客様から申込希望を受けた際は、希望されるプログラムの申込書を記入いただいでください。

なお、各申込書の使用方法や申込みの際に必要な説明内容は、第2章の運用マニュアルをご確認ください。

※本マニュアル全般に関するお問い合わせは各所属団体までご連絡ください。

【目 次】

第1章 プログラムの概要と各種導入ツール

1 はじめに	1
2 自己申告・家族申告プログラムの運用項目	2
3 自己申告・家族申告プログラムポスターおよびステッカー等 自己申告・家族申告プログラム ステッカー申込書	3 6
4-1 自己申告プログラム(①上限金額)	7
4-2 自己申告プログラム(②上限回数)	8
4-3 自己申告プログラム(③上限時間)	11
4-4 自己申告プログラム(④入店制限)	12
5 家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)	13
6 家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)	14

第2章 プログラムの運用マニュアル

自己申告プログラム(①上限金額)運用マニュアル	1
自己申告プログラム(②上限回数)運用マニュアル	3
自己申告プログラム(③上限時間)運用マニュアル	5
自己申告プログラム(④入店制限)運用マニュアル	7
家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)運用マニュアル	9
家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)運用マニュアル	11
複数店舗(チェーン店)への一括申請の手続きガイド	16

第3章 プログラムの申込書(別記様式書類)

《自己申告プログラムに使用する書類》

別記様式第1号 自己申告プログラム(①上限金額)申込書	1
別記様式第2号 自己申告プログラム(②上限回数)申込書	2
別記様式第3号(1)(2) 自己申告プログラム(③上限時間)申込書	3
別記様式第4号 自己申告プログラム(④入店制限)申込書	5
別記様式第5号 自己申告プログラム変更申込書	6
別記様式第6号 自己申告プログラム解除申込書	7

《家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)の申込みに使用する書類》

別記様式第7号(1) 家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)申込書	8
別記様式第7号(2) 家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)申込同意書	9

《家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)の申込みに使用する書類Ⅱ》

別記様式第8号(1)(2) 家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)申込書	10
別記様式第9号(1) 診断書【家族申告プログラム(⑥入店制限)申込書用】	12
別記様式第9号(2) 診断書提出に係る承諾書	13
別記様式第10号(1) 家族申告プログラム(⑥入店制限)開始に関するお知らせ	14
別記様式第10号(2) 家族申告プログラム(⑥入店制限)開始に係る意見書	15
別記様式第11号 家族申告プログラム(⑥入店制限)開始に関するお知らせ	16
別記様式第12号 家族申告プログラム(⑥入店制限)開始に関するお知らせ	17
別記様式第13号(1) 家族申告プログラム(⑥入店制限)開始取り消しのお知らせ	18
別記様式第13号(2) 家族申告プログラム(⑥入店制限)開始取り消しのお知らせ	19

《家族申告プログラムの解除に使用する書類》

別記様式第14号 家族申告プログラム解除申込書	21
別記様式第15号 複数店舗への一括申請に関する申込書兼同意書	22

自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル

第1章 プログラムの概要と各種導入ツール

第1章プログラムの概要と各種導入ツール

第1章は、プログラム全体の概要、店舗がプログラムの導入を開始する際に必要な書類や各種ツールの情報、各プログラムそれぞれの概要をまとめています。

プログラムを導入する際は、最初にこの章を読むことで、取組みの内容や導入開始に必要なものが理解できます。

【目次】

《プログラム全体の概要》

- 1 はじめに 1
- 2 自己申告・家族申告プログラムの運用項目 2

《プログラム導入に必要な各種ツール》

- 3 自己申告・家族申告プログラムポスターおよびステッカー等 3
- 自己申告・家族申告プログラム ステッカー申込書 6

《各プログラムの概要》

- 4-1 自己申告プログラム(①上限金額) 7
- 4-2 自己申告プログラム(②上限回数) 8
- 4-3 自己申告プログラム(③上限時間) 11
- 4-4 自己申告プログラム(④入店制限) 12
- 5 家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり) 13
- 6 家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし) 14

1 はじめに

2018年2月に管理者の業務への依存防止対策の追加等を内容とする風営適正化法施行規則の改正が行われました。さらに、2018年10月ギャンブル等依存症対策基本法が施行され、同法でパチンコ店を含む関係事業者等の責務が明記されるなど、依存防止対策は喫緊の課題となっています。依存問題への取り組みは、業界の社会的責任と認識し、様々な取り組みを行ってきましたが、さらなる対策推進が求められます。

依存問題に対する啓発・予防等への取り組み強化の一環として、本マニュアルを活用し、自己申告・家族申告プログラムを積極的に導入してください。なお、各店の運用方法は、本マニュアルを基本としつつ、貯玉会員カードシステム等の仕様によって柔軟に対応いただいで問題ありません。

<改訂経緯>

2015年10月	自己申告による①「1日の遊技上限金額」のプログラム内容で運用を開始
2017年12月	自己申告による②「1ヵ月間の来店上限回数」、③「1日の遊技上限時間」、自己申告・家族申告それぞれによる④⑤「入店制限」のプログラムを追加
2020年3月	平成31年4月策定のギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、家族申告による入店制限プログラムの申込みに遊技者本人の同意を不要とする⑥「家族申告プログラム(入店制限)同意書なし」を追加
2022年2月	基本計画に基づき、複数店舗への申告に関する負担軽減策として、自己申告・家族申告プログラムのホームページの充実、家族申告プログラム(入店制限)本人同意なしの申請にあたり、添付書類の改訂を実施。運用にあたってのマニュアルを改訂
2024年4月	複数店舗（チェーン店）への一括申請の手続きガイドを追加。プログラムの申込書を改訂（別記様式第10号（1）、別記様式第11号、別記様式第12号、別記様式第15号）

2 自己申告・家族申告プログラムの運用項目

(1) プログラムの運用分類

- ① 1日の遊技上限金額（以下、上限金額）
- ② 1ヵ月の来店上限回数（以下、上限回数）
- ③ 1日の遊技上限時間（以下、上限時間）
- ④ 入店制限（自己申告）
- ⑤ 入店制限（家族申告）同意書あり
- ⑥ 入店制限（家族申告）同意書なし

プログラムは、運用方法がそれぞれ異なりますので、店舗での導入にあたっては、下記の運用分類を参考にご検討ください。貯玉会員カードシステム未導入店であっても、③④⑤⑥のプログラムが導入可能です。

〈自己申告・家族申告プログラムの運用分類〉

運用分類	対象遊技者	確認方法	告知方法	備考	
自己申告	① 上限金額	貯玉カード会員	閉店後に貯玉会員カードシステムにて照会	次の来店日	顔写真
	② 上限回数	貯玉カード会員	閉店後に貯玉会員カードシステムにて照会	次の来店日	顔写真
	③ 上限時間	貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者	ホール巡回 防犯カメラ 貯玉会員カード	時間がきたら本人に連絡	顔写真
	④ 入店制限	貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者	ホール巡回 防犯カメラ 貯玉会員カード	発見時に退店のお声かけ	顔写真
家族申告	⑤ 入店制限 (同意書あり)	貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者	ホール巡回 防犯カメラ 貯玉会員カード	発見時に退店のお声かけ、家族に連絡	① 家族と遊技者本人の写真および身分証明書 ② 本人による同意書
	⑥ 入店制限 (同意書なし)	貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者	ホール巡回 防犯カメラ 貯玉会員カード	発見時に退店のお声かけ、家族に連絡	① 家族と遊技者本人の写真 ② 家族の身分証明書 ③ 診断書等

(2) 申込受付にあたっての留意点

自己申告・家族申告プログラムは、パチンコ・パチスロへの依存問題に対する啓発・予防の取組みとして、のめり込みを抑制したいと考えているお客様をサポートすることを目的としておりますので、申込受付にあたっては、安心パチンコ・パチスロードバイザー等が対応し、状況に応じてリカバリーサポート・ネットワーク、ギャンブル等依存症相談拠点（精神保健福祉センターおよび保健所等）や「依存症対策全国センター」のURLを紹介してください。

申込書の有効期間はすべて1年間ですが、上限金額、上限回数のプログラムでは、本人の来店が3ヵ月間確認されなかった場合、上限時間のプログラムでは、申込みが3ヵ月間ない場合、申込書は無効とし終了することができます。また、申込書の取り扱いについては、各社で書類の保管期間を定め、厳重に保管・管理し、個人情報の保護に十分留意してください。

上限時間、入店制限用 (2 ページ③~⑥のプログラム ※③~⑤のプログラム用もあります。)

自己申告・家族申告プログラム
のめり込みを抑制したいお客様をサポートします!

自己申告プログラム

1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間 入店制限

1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間
お客様のご希望により、遊技金額、来店回数、遊技時間の上限を設定いたします。遊技金額、来店回数については、その上限超過を控えられた場合、ホールスタッフが来店日にお知らせします。遊技時間については、当日、申込み時間に達したとき、お知らせします。

▶ 申込書を提出 ▶ 利用上限に到達 ▶ 店舗スタッフからお知らせ

入店制限
お客様ご自身に入店を希望しないことを宣言していただき、もし店舗で遊技が確認された場合、店舗スタッフが遊技のお声がけをするプログラムです。

家族申告プログラム(入店制限)
ご家族からの申込みでお客様(本人)の入店制限をします。お客様(本人)の同意書も必要です。もし店舗で遊技が確認された場合、店舗スタッフが遊技のお声がけをするプログラムです。

パチンコ・パチスロは
適度に楽しむ遊びです。

のめり込みに
注意しましょう。
パチンコ・パチスロは娯楽活動であり、過度な遊技は健康被害の原因となります。

〈ポスター〉

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします!

自己申告・家族申告プログラムご利用案内
~安心して楽しく遊びいただくために~

上手にコントロールして遊びましょう!
パチンコ・パチスロを適度に楽しみたいお客様
申請書を提出して遊びたいお客様 申請書のめり込みを抑制したいお客様

自己申告プログラム(1日遊技)
自己申告プログラムは、お客様ご自身でめり込みを設定していただくお客様をサポートする仕組みです。お客様が1日の遊技する上限金額または1ヶ月の来店回数をお申込みいただき、その上限超過を控えられた場合、ホールスタッフが来店日にお知らせいたします。

自己申告プログラム(入店制限)
お客様ご自身でパチンコ・パチスロを遊ばないことを宣言するお客様をサポートします。お客様が遊技が確認された場合、店舗スタッフが遊技のお声がけをします。

家族申告プログラム(入店制限)
お客様のご家族がめり込みを設定していただくお客様が、本人に代わって入店制限をお申込みできます。申込みにあたっては、お客様(本人)の同意書が必要です。お客様が遊技が確認された場合、店舗スタッフが遊技のお声がけをします。

遊技制限	自己申告プログラム	家族申告プログラム
プログラム種類	1日の遊技金額	1ヶ月の来店回数
制限方法	お客様ご自身に設定	お客様ご自身に設定
	お客様ご自身に設定	お客様ご自身に設定
	お客様ご自身に設定	お客様ご自身に設定

申込み方法

- 1 所定の申込み書に必要事項を記入
- 2 申込み書に顔写真を貼付
- 3 本人確認ができるもの(申込書をカウンターに)

パチンコ・パチスロは娯楽活動であり、過度な遊技は健康被害の原因となります。

パチンコ・パチスロは娯楽活動であり、過度な遊技は健康被害の原因となります。

〈リーフレット〉

自己申告プログラム、同意書あり家族申告プログラム用 (2 ページ①~⑤のプログラム)

自己申告・家族申告プログラム
のめり込みを抑制したいお客様をサポートします!

自己申告プログラム

遊技時間 入店制限

1日の遊技時間
お客様のご希望により、1日の遊技上限時間を設定いたします。当日、申込み時間に達したとき、お知らせするサービスです。

▶ 申込書を提出 ▶ 申込時間に到達 ▶ スタッフからお知らせ

入店制限
お客様ご自身に入店を希望しないことを宣言していただき、もし店舗への入店を発見した場合、スタッフが遊技を促すお声がけをするプログラムです。

家族申告プログラム(入店制限)
ご家族からの申込みでお客様(本人)の入店制限をします。このプログラムでは、申込みにあたりお客様(本人)の「同意書あり」と「同意書なし」の2種類があります。もし店舗への入店を発見した場合、スタッフが遊技を促すお声がけをします。

パチンコ・パチスロは
適度に楽しむ遊びです。

のめり込みに
注意しましょう。
パチンコ・パチスロは娯楽活動であり、過度な遊技は健康被害の原因となります。

〈ポスター〉

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします!

自己申告・家族申告プログラムご利用案内
~安心して楽しく遊びいただくために~

上手にコントロールして遊びましょう!
パチンコ・パチスロを適度に楽しみたいお客様
申請書を提出して遊びたいお客様 申請書のめり込みを抑制したいお客様

自己申告プログラム(1日遊技)
自己申告プログラムは、お客様ご自身でめり込みを設定していただくお客様をサポートする仕組みです。お客様が1日の遊技する上限金額または1ヶ月の来店回数をお申込みいただき、その上限超過を控えられた場合、ホールスタッフが来店日にお知らせいたします。

自己申告プログラム(入店制限)
お客様ご自身でパチンコ・パチスロを遊ばないことを宣言するお客様をサポートします。お客様が遊技が確認された場合、店舗スタッフが遊技のお声がけをします。

家族申告プログラム(入店制限)
お客様のご家族がめり込みを設定していただくお客様が、本人に代わって入店制限をお申込みできます。申込みにあたっては、お客様(本人)の同意書が必要です。お客様が遊技が確認された場合、店舗スタッフが遊技のお声がけをします。

遊技制限	自己申告プログラム	家族申告プログラム
プログラム種類	1日の遊技時間	入店制限
制限方法	お客様ご自身に設定	お客様ご自身に設定
	お客様ご自身に設定	お客様ご自身に設定
	お客様ご自身に設定	お客様ご自身に設定

申込み方法

- 1 所定の申込み書に必要事項を記入
- 2 申込み書に顔写真を貼付
- 3 本人確認ができるもの(申込書をカウンターに)

パチンコ・パチスロは娯楽活動であり、過度な遊技は健康被害の原因となります。

パチンコ・パチスロは娯楽活動であり、過度な遊技は健康被害の原因となります。

〈リーフレット〉

導入ステッカーは、店舗入口における貼付用として作成したものです。同ステッカーは、添付ファイルを基に各店で制作されてもかまいません。導入ステッカーの購入申し込み(実費: 1枚 300円=消費税込)は、6ページの申込書によりお願いします。



(3) プログラム導入開始・変更・中止の報告

パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会では、導入店舗数の正確な把握に努めています。

申込書をカウンターに備える等、申込み希望を受けた際の対応準備が整い、ポスター・リーフレット・ステッカーによる告知が完了した店舗は、加盟組合または団体の組合員・会員専用のホームページにある「店舗情報の申請フォーム」より店舗を選択し導入状況の情報を入力し、報告してください。安心娯楽宣言ホームページ内「自己申告・家族申告プログラム」(<https://jikoshinkoku.jp/>) の導入店舗情報に掲載いたします。

また、自己申告・家族申告プログラムの導入状況報告後、報告内容に変更が生じた場合は、同様のフォームから店舗を選択し速やかに報告をしてください。報告いただいた情報は、行政および 21 世紀会加盟団体にて共有するとともに、パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱に基づき、21 世紀会はじめ業界団体のウェブサイトに掲載し、情報発信することを使用いたします。

年 月 日

FAX 03-6281-5996 行き

一般社団法人日本遊技関連事業協会 御中

自己申告・家族申告プログラム ステッカー申込書

下記にステッカー申込枚数、送付先等をご記入のうえお申込みください。
ご購入金額のお振込みを確認後、郵送いたします。(振込手数料は、貴社にてご負担願います)



〈自己・家族申告ステッカー〉
(サイズ: 128mm×128mm)

品 名	申込み枚数・金額
自己申告・家族申告プログラム ステッカー	() 枚
購入金額 1枚 300円(税込) × 購入枚数	(合計)円

※振込先: 三井住友銀行 上野支店 口座番号 普通 7 3 5 4 2 8 9
口座名義 一般社団法人日本遊技関連事業協会

送付先 住所	〒
社名(店名)	
担当者 氏名	
担当者 役職	
TEL	
FAX	

※ゴム印を押印される場合は、明瞭にお願いします。

※ステッカー問合せ先: 日遊協・総務課 TEL03-6281-5995

4-1 自己申告プログラム（①上限金額）

※関連ページもご参照ください。
マニュアル…1 ページ
申 込 書…1 ページ

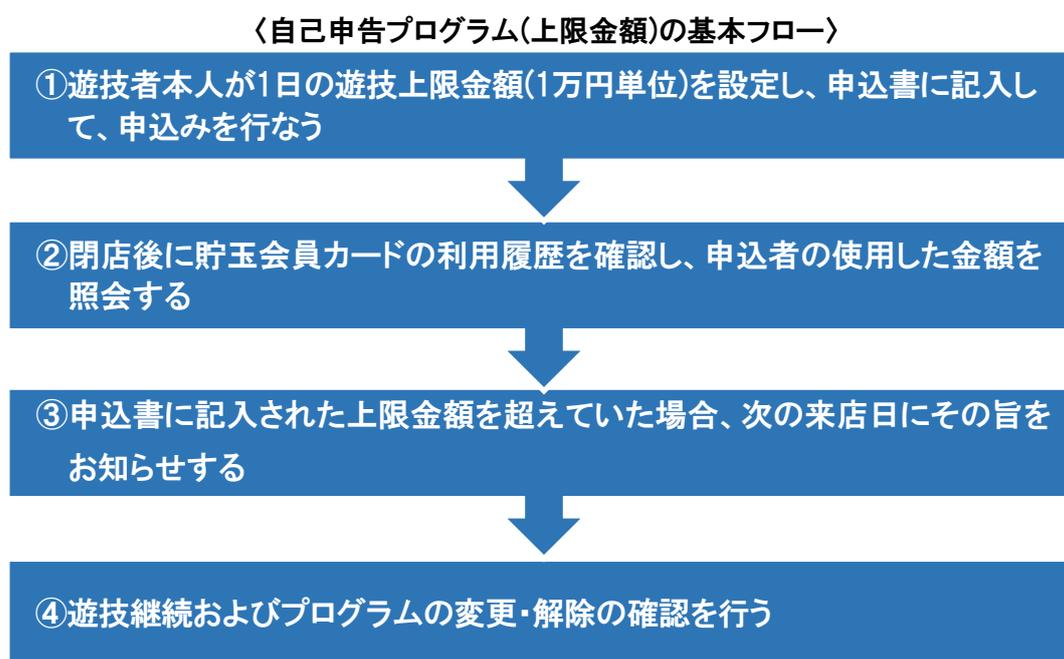
（1）基本的な運用方法

貯玉会員カードシステムを活用し、1日の遊技に使用する上限金額の確認を行います。

遊技者本人が1日の遊技上限金額を設定し、申込みを行ないます。閉店後に貯玉会員カードの利用履歴を確認し、申込時に設定された上限金額を超えていた場合、次の来店日に申込者に対し、前回来店日の遊技が上限金額を超えていた旨をお知らせします。

以上の内容を基本としたプログラムです。

同プログラムの基本フローは以下の通りです。



有効期間は申込受付日より1年間としますが、申込者の来店が直近の来店日から3ヵ月間確認されなかった場合、申込書を無効とし、終了することができます。以下のような対応が考えられますが、対応は各店で判断してください。

- ・3ヵ月間来店が確認されなかったため、申込書を無効としプログラムを終了する。
- ・3ヵ月間来店が確認されなかったが、申込書は有効のままプログラムを継続する。
ただし、前回来店日にプログラム超過があった場合にも、そのことはお知らせしない。
- ・3ヵ月間来店は確認されなかったが、申込書は有効のままプログラムは継続し、前回来店日にプログラム超過があった場合は、そのこともお知らせする。

基本フロー④で上限金額の変更を希望される場合は「自己申告プログラム変更申込書」を記入してもらい、設定された遊技上限金額を変更します。申込解除を希望される場合は「自己申告プログラム解除申込書」を記入してもらい、上限金額のプログラムを解除して終了します。

4-2 自己申告プログラム（②上限回数）

※関連ページもご参照ください。
マニュアル…3 ページ
申 込 書…2 ページ

（1）基本的な運用方法

貯玉会員カードシステムを活用し、1ヵ月間の来店上限回数の確認を行います。

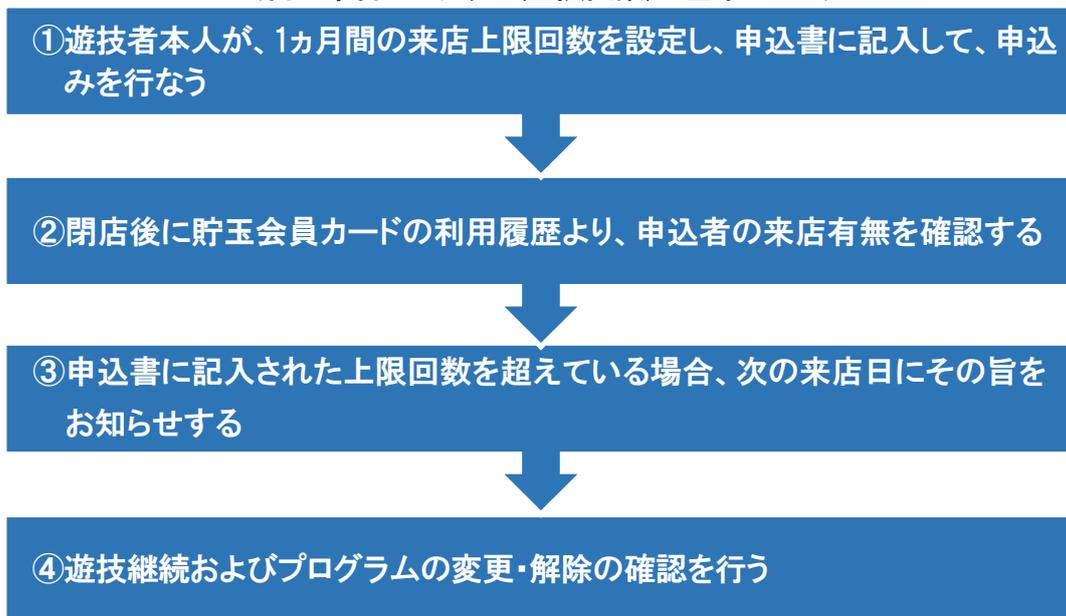
遊技者本人が1ヵ月間の来店上限回数を設定し、申込みを行いません。閉店後に貯玉会員カードの利用履歴により、来店の有無を確認し、申込時に設定された来店回数を超えた場合、次の来店日に申込者に対し、前回の来店が上限回数を超えていた旨をお知らせします。1ヵ月間の来店回数は集計し、管理する必要があります。

なお、1ヵ月間の基準を、申込日から1ヵ月間（30日相当）とするか、月ごとでの管理とするかは店舗で判断してください。

以上の内容を基本としたプログラムです。

同プログラムの基本フローは以下の通りです。

〈自己申告プログラム(上限回数)の基本フロー〉



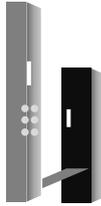
有効期間は申込受付日より1年間としますが、申込者の来店が直近の来店日から3ヵ月間確認されなかった場合、申込書を無効とし、終了することができます。以下のような対応が考えられますが、対応は各店で判断してください。

- ・3ヵ月間来店が確認されなかったため、申込書を無効としプログラムを終了する。
- ・3ヵ月間来店が確認されなかったが、申込書は有効のままプログラムを継続する。

基本フロー④で上限回数の変更を希望される場合は「自己申告プログラム変更申込書」を記入してもらい、設定された来店上限回数を変更します。申込解除を希望される場合は「自己申告プログラム解除申込書」を記入してもらい、上限回数のプログラムを解除して終了します。

※ 自己申告プログラム（①上限金額、②上限回数）の補足

〈上限金額および上限回数のプログラム導入に必要な基本システム〉

	必 須			必要に応じて (カードユニットでエラー表示しないとき)	
					
	貯玉会員カードシステムコンピュータ	プリペイドカードシステムコンピュータ	CRユニットメダル貸機 (会員カード対応)	POS	ホールコンピュータ
利用履歴照会操作	○				
利用停止登録操作	○	○			
従業員、申込者への報知			○ (エラー表示)	○ (エラー表示)	○ (エラー表示)

※貯玉会員カードシステム用コンピュータとプリペイドカードシステム用コンピュータの一体型あり。

○印 = 当該機器で出来ることが必要。

〈必要となる基本システムについて〉

各店で導入している貯玉会員カードシステムの仕様によって、申込者の利用履歴照会や報知の方法は異なりますので、事前にシステムメーカーに確認が必要です。

その上で、申込者の利用履歴の照会方法や、申込み上限を超過した申込者の貯玉会員カード利用停止登録の方法について、各店でマニュアルを整備しておく必要があります。
(次ページ参照)。

※なお、貯玉会員カードシステムに関しては、2022年現在広く普及しているシステムをもとに想定しており、設定上限値を超えた申込者への声かけ等の対応を次の来店日としています。当日対応が可能な店舗はご対応ください。

〈上限金額および上限回数のプログラム導入に必要な事前準備〉

① 申告書を受付・保存



所定の「自己申告プログラム申込書」が必要です。

申込書を綴りこむファイルや収納場所の確保も必要です。

② 閉店後の処理 1



申込者の利用金額および来店回数を照会するマニュアル（※）が必要です。

※貯玉会員カードシステムメーカーごとに仕様異なります。

③ 閉店後の処理 2



申込書に記入された上限金額および上限回数を超えた申込者の貯玉会員カードを利用制限登録するためのマニュアル（※）が必要です。

※貯玉会員カードシステムメーカーごとに仕様異なります。

※貯玉会員カードシステムメーカーとCRユニットメーカーが異なるときは、プリペイドカードシステム用コンピュータでも登録が必要です。

④ 翌日以降



システムの組み合わせにより報知方法が異なるため、会員対応方法については、利用の貯玉会員カードシステムメーカーに事前に確認しておく必要があります。

4-3 自己申告プログラム(③上限時間)

※関連ページもご参照ください。
マニュアル…5 ページ
申 込 書…3 ページ

(1) 基本的な運用方法

貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者を対象としたプログラムです。

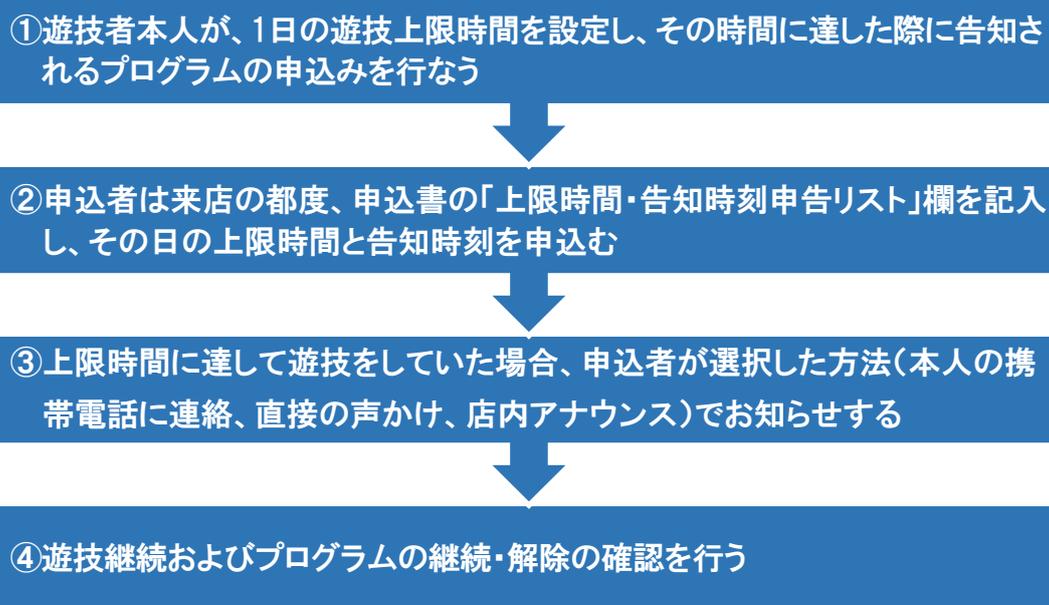
スタッフのホール巡回や防犯カメラの活用により、1日に遊技する上限時間（告知時刻）の確認を行います。

遊技者本人が来店都度、その日に遊技する上限時間とそれに応じた告知時刻を申込みします。申し込まれた上限時間を過ぎて申込者が遊技をしていた場合は、上限時間に達した旨をお知らせします。告知方法は、本人の携帯電話へ連絡、直接の声かけ、店内アナウンスの中から申込者が選択します。

以上の内容を基本としたプログラムです。

同プログラムの基本フローは以下の通りです。

〈自己申告プログラム(上限時間)の基本フロー〉



申込者が上限時間に達する前に退店する場合は、その旨をスタッフに申し出てもらい、その日の上限時間のプログラムをキャンセルします。

上限時間の申込書については、有効期間を申込受付日より1年間としますが、来店都度申し込む上限時間・告知時刻の申込みが、直近の申込みから3ヵ月間なかった場合、申込書を無効としプログラムを終了することができます。

4-4 自己申告プログラム(④入店制限)

※関連ページもご参照ください。
マニュアル…7 ページ
申 込 書…5 ページ

(1) 基本的な運用方法

貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者を対象としたプログラムです。

スタッフのホール巡回や防犯カメラの活用により、申込者の入店を確認します。申込者が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止登録を行い、利用停止カードの報知機能を活用して入店を発見します。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行います。

遊技者本人が申込店舗に入店しないことを宣言し、入店した場合に申込みがある旨の告知の実施を申込みます。

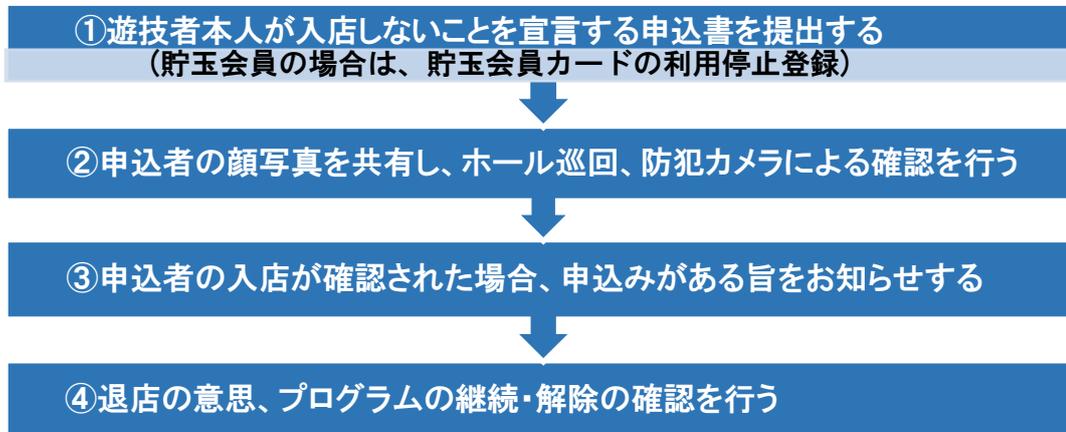
他の自己申告プログラム（上限金額、上限回数、上限時間）は遊技者本人の申込みによるのめり込み抑止対策ですが、本プログラムは遊技者本人のパチンコ・パチスロをしないという意思表示に対し、店舗が依存に係る問題解消のサポートをしようとするものです。

入店しない意思表示の申込みをしたにも関わらず、申込者の入店が確認された場合、入店制限の申込みがある旨をお知らせします。

以上の内容を基本としたプログラムです。

同プログラムの基本フローは以下の通りです。

〈自己申告プログラム(入店制限)の基本フロー〉



基本フロー①で貯玉会員カードの利用停止登録にあたり、利用停止後の貯玉交換については、受付時に申込者の意思に基づき対応してください。貯玉会員カードの利用停止後、申込者に説明し、DM等の送付中止処理を行ってください。

本プログラム申込書の有効期間は申込受付日より1年間とします。入店制限措置であることを考慮し、3ヵ月間来店が確認されなかった場合も申込書を無効とし、プログラムを終了する仕組みは設けません。

有効期間終了後に元申込者の入店が確認された場合、状況に応じて、その後の状態を伺うなど、配慮するよう努めてください。

5 家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)

※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族（成年者に限る）をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

※関連ページもご参照ください。
マニュアル…9 ページ
申 込 書…8 ページ

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

(1) 基本的な運用方法

家族申告プログラム（入店制限）は、遊技者の家族（以下、申込者という。）からの申込みにより、ぱちんこへののめり込みによりその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあるような遊技者本人（以下、本人という。）の入店を制限し、退店を促します。これにより、依存に係る問題解消のサポートをしようとするものです。

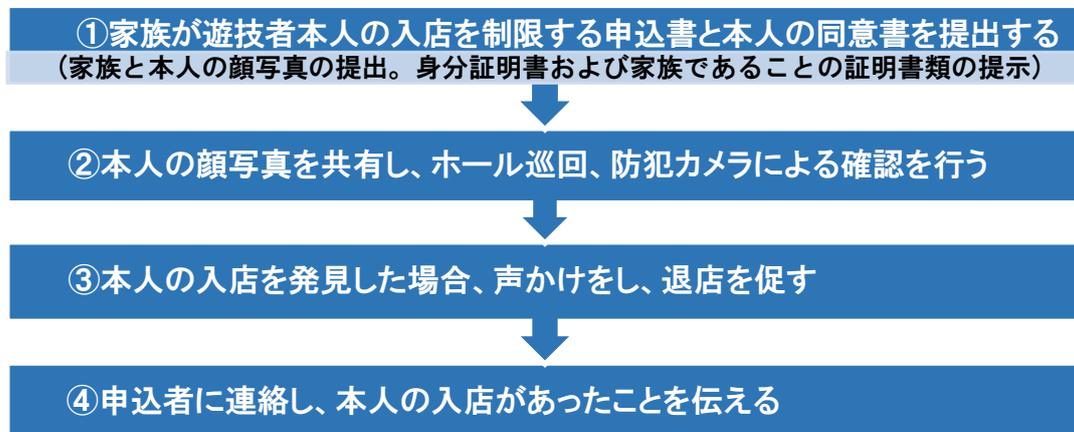
防犯カメラの活用やスタッフのホール巡回により、本人の入店を確認します。本人が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止登録を行い、利用停止カードの報知機能を活用して入店を発見します。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行います。

本人の入店が確認された場合、プログラムの申込みがある旨の声をかけを行うとともに、申込者へ本人の入店があった旨の連絡を行います。

以上の内容を基本としたプログラムです。

同プログラムの基本フローは以下の通りです。

〈家族申告プログラム(入店制限 同意書あり)の基本フロー〉



同意書あり家族申告プログラムの申込受付にあたっては、家族から申込書と本人が記入した申込同意書を提出してもらいます。その後、本人に電話し、家族から同意書の提出を受けたことを連絡した上で、入店制限を開始します。

本プログラムの有効期間は、申込日より1年間とします。入店制限措置であることから、3ヵ月間来店が確認されなかった場合に、プログラムを終了する仕組みは設けません。また、有効期間中に入店制限の解除ができるのは、申込者（家族）に限ります。

有効期間終了後に本人の入店が確認された場合は、状況に応じて、その後の様子を伺うなど、遊技状況の把握に努めてください。

なお、貯玉会員カードの利用停止後、DM等の送付中止処理も行ってください。

6 家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)

※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族（成年者に限る）をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

※関連ページもご参照ください。
マニュアル…11 ページ
申込書…10 ページ

(1) 基本的な運用方法

家族申告プログラム（入店制限）は、遊技者の家族（以下、申込者という。）からの申込みにより、ぱちんこへののめり込みによりその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあるような遊技者本人（以下、本人という。）の入店を制限し、退店を促します。これにより、依存に係る問題解消のサポートをしようとするものです。

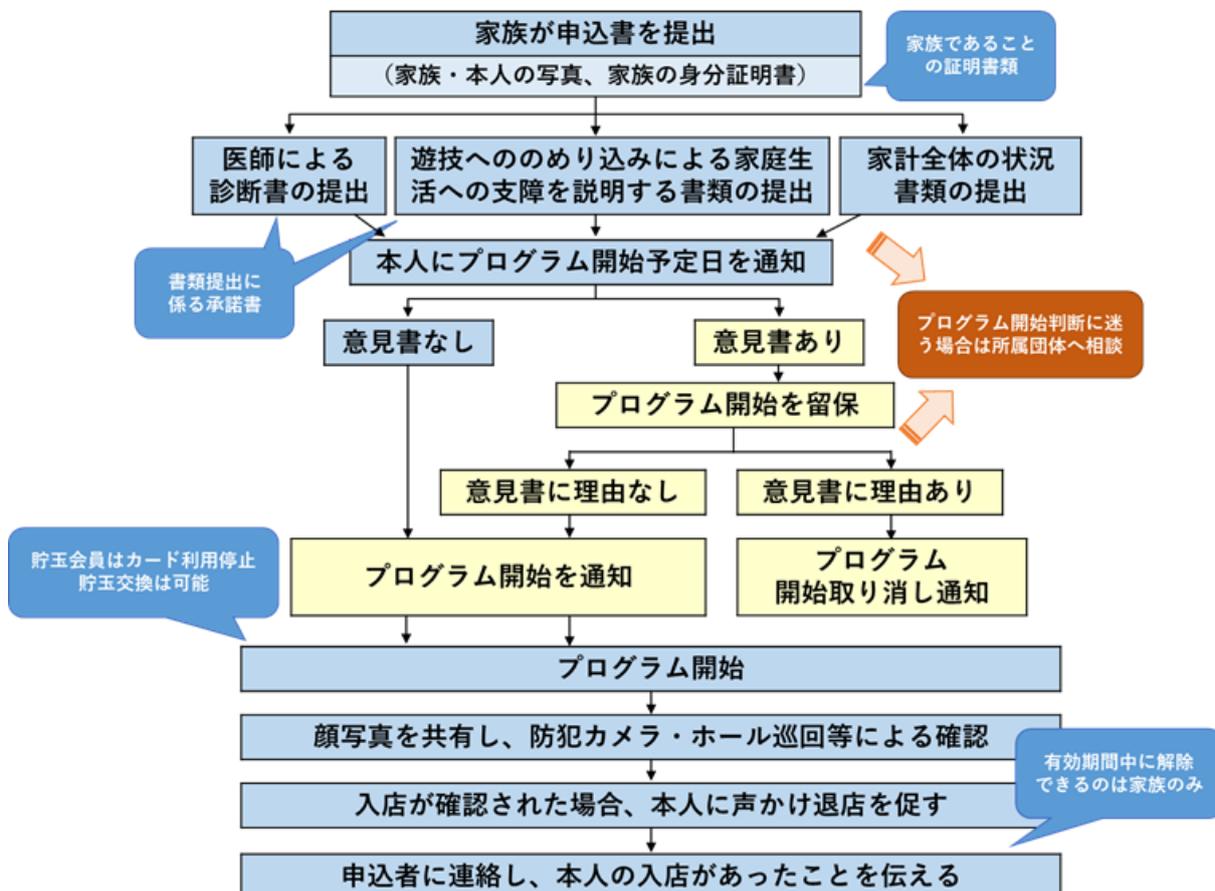
防犯カメラの活用やスタッフのホール巡回により、本人の入店を確認します。本人が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止登録を行い、利用停止カードの報知機能を活用して入店を発見します。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行います。

本人の入店が確認された場合、プログラムの申込みがある旨の声かけを行うとともに、申込者へ本人の入店があった旨の連絡を行います。

以上の内容を基本としたプログラムです。

同プログラムの基本フローは以下の通りです。

〈家族申告プログラム(入店制限 同意書なし)の基本フロー〉



同意書なしの家族申告プログラムの相談があった際は、本人の意思による回復を促すために、申込受付前に、家族に対して、パチンコ・パチスロ依存の特性を説明し、リカバリーサポート・ネットワーク等の相談機関を紹介することや、診断書等の提出が必要であり、プログラム開始が受付から概ね1ヵ月以上もかかることを説明し、「本人の同意書あり」または自己申告プログラム（入店制限）の申込みを薦めます。

受付にあたっては、申込者が本人の家族であることの証明書に加え、以下、①②③いずれかの書類の提出を求め、申込内容に相違がないか確認します。

① 本人が「ギャンブル障害(いわゆる依存症)」であることを証する医師の診断書および承諾書

診断書は個人情報保護法の要配慮個人情報のため、家族から診断書を取得する場合、書類提出に係る承諾書を一緒に提出いただくことが必要です。

② ぱちんこ遊技へののめり込みによる家庭生活への支障が客観的に説明できる書類および承諾書

例として、本人が債務整理中であることを証する書類、消費者金融等の借入証明または利用明細書、家族(申込者)と本人が同居する世帯全員(未成年者除く)の課税証明書その他世帯全員の収支状況が分かる書類などであり、本人と家族の生計維持への影響等の判断に用います。これらの書類は本人のプライバシーに関わる書類であるため、書類提出に係る承諾書を一緒に提出いただくことが必要です。

③ 家計全体の状況書類

この書類は申込者が自ら家計状況を記入して申告する書類です。本人の承諾書は不要ですが、他の書類より客観性に乏しいため、プログラム開始までに本人から意見書が提出された場合は、プログラム開始が取り消される可能性があります。

※これら①②③の書類は、一般の個人情報より厳重な安全管理が望まれますので、情報管理についても十分に注意が必要です。

受付後、概ね1ヵ月後のプログラム開始予定日を設定したうえで、「家族申告プログラム開始に関するお知らせ」を本人宛に送付します。このお知らせには、本人が、家族申告プログラムの開始を不服とする場合、プログラム開始予定日の5日前までに本人から「意見書」の提出ができることを記載しています。

「意見書」の提出がない場合、家族に対して、「家族申告プログラム開始に関するお知らせ」を通知し、開始予定日通りに運用を開始します。

「意見書」を受理した場合、プログラム開始を一旦留保し、意見書の内容を精査したうえで入店制限開始の可否を判断します。その判断結果によって、家族と本人双方に対して、「家族申告プログラム開始に関するお知らせ」または「家族申告プログラム開始取り消しのお知らせ」を通知します。

同意書なし家族申告プログラムの有効期間は、プログラム開始日より1年間とします。

入店制限措置であることから、3ヵ月間来店が確認されなかった場合に、プログラムを終了する仕組みは設けません。また、有効期間中に入店制限の解除ができるのは、申込者(家族)に限ります。

有効期間終了後に本人の入店が確認された場合は、状況に応じて、その後の様子を伺うなど、遊技状況の把握に努めてください。

なお、貯玉会員カードの利用停止後、DM等の送付中止処理も行ってください。

※ 家庭生活への支障を客観的に説明できる書類の添付による申込みや受付後に本人から意見書が提出され、企業・店舗でプログラム開始の可否判断が難しい場合は、所属団体までご相談ください。回答までに1ヵ月以上かかることがありますので、その旨を申込者にご説明いただき、選択したプログラムの変更希望等がないか確認してください。

自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル

第2章 プログラムの運用マニュアル

第2章 プログラムの運用マニュアル

第2章は、プログラムを導入し、お客様から申込みがあった際の対応方法や運用方法を具体的に説明したマニュアル（説明書）です。

プログラムの申込みがあった際は、このマニュアルに従って対応してください。

【目次】

<u>自己申告プログラム（①上限金額）運用マニュアル</u>	1
<u>自己申告プログラム（②上限回数）運用マニュアル</u>	3
<u>自己申告プログラム（③上限時間）運用マニュアル</u>	5
<u>自己申告プログラム（④入店制限）運用マニュアル</u>	7
<u>家族申告プログラム（⑤入店制限 同意書あり）運用マニュアル</u>	9
<u>家族申告プログラム（⑥入店制限 同意書なし）運用マニュアル</u>	11
<u>複数店舗（チェーン店）への一括申請の手続きガイド</u>	16

自己申告プログラム(①上限金額)運用マニュアル

プログラムの基本情報

- 対象者 : 貯玉会員
- 申込者 : 本人
- 有効期間 : 申込受付日より1年間
ただし、申込者の来店が直近の来店日から3ヵ月間確認されなかった場合、申込書を無効とし終了することができる。

手続きに必要なもの

- 申込書（以下、本項内はすべて本申込書を指す。）
「自己申告プログラム(①上限金額)申込書(別記様式第1号)」
- 申込者が確認できる写真(3ヵ月以内撮影、申込時に店舗で撮影したものでも可)
- 申込者の顔写真付き身分証明書(公的証明書に限る)

運用方法

※自己申告・家族申告プログラムの申込書はホームページ(<https://jikoshinkoku.jp/>)から取得できるため、作成済の申込書を持参される方がいらっしゃいます。希望する対応と申込み予定のプログラムが合致しているか確認し、必要な説明をお願いいたします。

■申込者への説明

1. スタッフより申込者に対し、自己申告プログラムの説明を行う。
 - (1) 申込者に自己申告プログラムの目的は、のめり込みを抑制したいと考えているお客様のサポートであり、申込上限値を超過した際にスタッフが告知をするものであることを説明し、ご理解いただく。
 - ※状況に応じてリカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相談拠点(精神保健福祉センターおよび保健所等)や「依存症対策全国センター」のURLを紹介する。
 - (2) 申込者に自己申告プログラムの各分類(上限金額・上限回数・上限時間・入店制限)の内容を説明し、申し込むプログラムを選択してもらう。
 - (3) 申込者に自己申告プログラム(上限金額)について以下の基本的な運用を説明する。
 - ① お客様から1日の遊技上限金額を設定し、申込書にその他の必要事項と併せて記入し、申し込みいただくことを説明する。
 - ② 遊技使用金額の確認方法として、閉店後にお客様の貯玉会員カード利用履歴を確認し、来店の有無と使用した金額を照会することを説明する。
 - ③ 照会した遊技使用金額が申込書に記入された上限金額を超えていた場合、次の来店日にお知らせすることを説明する。
 - ④ お知らせをした際にプログラムの継続・解除、上限金額変更の意思を確認させていただくことを説明する。
 - (4) 申込みの有効期間を説明する。
 - ① 申込みの有効期間は申込受付日より1年間
 - ② 有効期間内であっても、申込者の来店が直近の来店日から3ヵ月間確認されなかった場合、店舗の判断で申込書を無効とし終了することができる。
 - (5) 申込者に申込書を渡し、必要な情報(記入箇所)を説明する。

※作成済の申込書を持参された場合は以下の項目をチェックする。

- ① 左上の宛先欄に店舗名を記入し、申告事項 1～8 を読み、□にレを記入する。
- ② 住所、貯玉会員番号を記入し、氏名は必ず自署する。
- ③ 1 日の遊技上限金額を申込者自身で設定し、記入する。

2. スタッフより個人情報の取り扱いについて説明を行う。

申込者把握のために、対応するスタッフ間で申込書情報と顔写真の共有を行うこと、それ以外の使用を行わないこと、保管方法を説明し、承諾をもらう。(口頭説明)

■申込受付

1. 申込者から申込書を提出してもらう。
2. 申込書の必要な情報（記入箇所）に記入漏れがないか確認を行う。
3. 申込者の発見が可能な顔写真（3 ヶ月以内撮影）を提出してもらう。
4. 顔写真付きの身分証明書（公的書類に限る）を提示してもらい、申込書の内容に相違がないか確認する。（身分証明書はコピーを含め保管せずに、確認後返却する）
5. 申込書の店舗記入欄を記入する。（書類チェック、申込日、有効期間、受付担当者名）
6. 申込書をコピーし、受付書類の控えとして申込者に渡して保管してもらう。

■運用開始

1. 閉店後、貯玉会員カードシステムを活用して、申込者の来店状況を確認する。来店していた場合は、さらに使用した遊技金額を確認する。
2. 遊技金額が上限金額を超えていた場合、申込者情報（氏名、顔写真、申込時の上限金額実際に使用した遊技金額）を対応するスタッフへ周知する。
3. 上限金額を超えた申込者の発見は、以下の方法のいずれか、もしくは併用する。（店舗の設備・状況に応じて可能な方法で取り組む）
 - (1) 防犯カメラの活用による発見
 - (2) スタッフのホール巡回による発見
 - (3) 貯玉会員カードの利用停止措置を行い、カード挿入時のエラー発報で発見（例事務所コンピュータ、POS へ画面表示、ユニットのエラー表示等）いずれの対応も発見後、インカムシステム等で対応するスタッフに周知する。
4. 次回来店時に上限金額を超えた申込者を発見次第、前回来店日に申込みの上限金額を超過していた旨を伝える。

■上限金額超過の告知後対応

1. 告知後は以下の状況が想定される為、申込者の意思を確認し、対応する。
 - (1) 申込者が引き続き上限金額超過時の告知を希望する。
 - (2) 申込者が設定した上限金額を変更する。
「自己申告プログラム変更申込書（別記様式第 5 号）」
 - (3) 申込者が自己申告プログラムを解除する。
「自己申告プログラム解除申込書（別記様式第 6 号）」

※なお、貯玉会員カードシステムに関しては、2022 年現在広く普及しているシステムをもとに想定しており、設定上限値を超えた申込者への声かけ等の対応を次の来店日としています。当日対応が可能な店舗はご対応ください。

自己申告プログラム(②上限回数)運用マニュアル

プログラムの基本情報

- 対象者 : 貯玉会員
- 申込者 : 本人
- 有効期間 : 申込受付日より1年間
ただし、申込者の来店が直近の来店日から3ヵ月間確認されなかった場合、申込書を無効とし終了することができる。

手続きに必要なもの

- 申込書（以下、本項内はすべて本申込書を指す。）
「自己申告プログラム（②上限回数）申込書（別記様式第2号）」
- 申込者が確認できる写真（3ヵ月以内撮影、申込時に店舗で撮影したものでも可）
- 申込者の顔写真付き身分証明書（公的証明書に限る）

運用方法

※自己申告・家族申告プログラムの申込書はホームページ（<https://jikoshinkoku.jp/>）から取得できるため、作成済の申込書を持参される方がいらっしゃいます。希望する対応と申込み予定のプログラムが合致しているか確認し、必要な説明をお願いいたします。

■申込者への説明

1. スタッフより申込者に対し、自己申告プログラムの説明を行う。

- (1) 申込者に自己申告プログラムの目的は、のめり込みを抑制したいと考えているお客様のサポートであり、申込上限値を超過した際にスタッフが告知をするものであることを説明し、ご理解いただく。

※状況に応じてリカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相談拠点（精神保健福祉センターおよび保健所等）や「依存症対策全国センター」のURLを紹介する。

- (2) 申込者に自己申告プログラムの各分類（上限金額・上限回数・上限時間・入店制限）の内容を説明し、申し込むプログラムを選択してもらう。

- (3) 申込者に自己申告プログラム（上限回数）について以下の基本的な運用を説明する。

- ① お客様から1ヵ月間の来店上限回数を設定し、申込書にその他の必要事項と併せて記入し、申し込みいただくことを説明する。

※1ヵ月間の基準（月単位、申込日から30日間等）は店舗で判断して伝える。申込みの有効期間は申込受付日より1年間

- ② 来店状況の確認方法として、閉店後に、お客様の貯玉会員カード利用履歴を確認し、来店の有無を照会することを説明する。
- ③ お客様の1ヵ月間の来店回数について記録することを説明する。
- ④ お客様の来店が、申込書に記入された上限回数に達した場合、次の来店日にお知らせすることを説明する。
- ⑤ お知らせをした際にプログラムの継続・解除、上限回数変更の意思を確認させていただくことを説明する。

- (4) 申込みの有効期間を説明する。

- ① 申込みの有効期間は申込受付日より1年間
- ② 有効期間内であっても、申込者の来店が直近の来店日から3ヵ月間確認されな

った場合、店舗の判断で申込書を無効とし終了することができる。

(5) 申込者に申込書を渡し、必要な情報（記入箇所）を説明する。

※作成済の申込書を持参された場合は以下の項目をチェックする。

① 左上の宛先欄に店舗名を記入し、申告事項 1～9 を読み、□にレを記入する。

② 住所、貯玉会員番号を記入し、氏名は必ず自署する。

③ 1 ヶ月間の来店上限回数を申込者自身で設定し、記入する。

2. スタッフより個人情報の取り扱いについて説明を行う。

申込者把握のために、対応するスタッフ間で申込書情報と顔写真の共有を行うこと、それ以外の使用を行わないこと、保管方法を説明し、承諾をもらう。（口頭説明）

■ 申込受付

1. 申込者から申込書を提出してもらう。

2. 申込書の必要な情報（記入箇所）に記入漏れがないか確認を行う。

3. 申込者の発見が可能な顔写真（3 ヶ月以内撮影）を提出してもらう。

4. 顔写真付きの身分証明書（公的書類に限る）を提示してもらい、申込書の内容に相違がないか確認する。（身分証明書はコピーを含め保管せずに、確認後返却する）

5. 申込書の店舗記入欄を記入する。（書類チェック、申込日、有効期間、受付担当者名）

6. 申込書をコピーし、受付書類の控えとして申込者に渡して保管してもらう。

■ 運用開始

1. 閉店後、貯玉会員カードシステムを活用して、申込者の来店状況を確認する。来店していた場合は、1 ヶ月間の来店回数がかかるよう記録に残す。

2. 記録した 1 ヶ月間の来店回数が上限回数に達した場合、申込者情報（氏名、顔写真、申込時の上限回数）を対応するスタッフへ周知する。

3. 上限回数に達した申込者の発見は、以下の方法のいずれか、もしくは併用する。（店舗の設備・状況に応じて可能な方法で取り組む）

(1) 防犯カメラの活用による発見

(2) スタッフのホール巡回による発見

(3) 貯玉会員カードの利用停止措置を行い、カード挿入時のエラー発報で発見（例事務所コンピュータ、POS へ画面表示、ユニットのエラー表示等）

いずれの対応も発見後、インカムシステム等で対応するスタッフに周知する。

4. 次回来店時に申込者を発見次第、前回の来店で申込みの上限回数に達した旨を伝える。

■ 上限回数超過の告知後対応

1. 告知後は以下の状況が想定される為、申込者の意思を確認し、対応する。

(1) 申込者が遊技をやめて退店する。

(2) 自己申告プログラムの解除や上限回数の変更はしないが、その日は遊技を行う。

(3) 申込者が設定した上限回数を変更する。

「自己申告プログラム変更申込書（別記様式第 5 号）」

(4) 申込者が自己申告プログラムを解除する。

「自己申告プログラム解除申込書（別記様式第 6 号）」

※なお、貯玉会員カードシステムに関しては、2022 年現在広く普及しているシステムをもとに想定しており、設定上限値を超えた申込者への声かけ等の対応を次の来店日としています。当日対応が可能な店舗はご対応ください。

自己申告プログラム(③上限時間)運用マニュアル

プログラムの基本情報

- 対象者 : 貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者
- 申込者 : 本人
- 有効期間 : 申込受付日より1年間
ただし、申込者が来店都度の都度申し込む上限時間・告知時刻の申込みが、3ヵ月間申し込まれなかった場合、申込書を無効とし終了することができる。

手続きに必要なもの

- 申込書(以下、本項内はすべて本申込書を指す。)
「自己申告プログラム(③上限時間)申込書(別記様式第3号(1)(2))」
- 申込者が確認できる写真(3ヵ月以内撮影、申込時に店舗で撮影したものでも可)
- 申込者の顔写真付き身分証明書(公的証明書に限る)

運用方法

※自己申告・家族申告プログラムの申込書はホームページ(<https://jikoshinkoku.jp/>)から取得できるため、作成済の申込書を持参される方がいらっしゃいます。希望する対応と申込み予定のプログラムが合致しているか確認し、必要な説明をお願いいたします。

■申込者への説明

1. スタッフより申込者に対し、自己申告プログラムの説明を行う。

- (1) 申込者に自己申告プログラムの目的は、のめり込みを抑制したいと考えているお客様のサポートであり、申込上限値を超過した際にスタッフが告知をするものであることを説明し、ご理解いただく。

※状況に応じてリカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相談拠点(精神保健福祉センターおよび保健所等)や「依存症対策全国センター」のURLを紹介する。

- (2) 申込者に自己申告プログラムの各分類(上限金額・上限回数・上限時間・入店制限)の内容を説明し、申し込むプログラムを選択してもらう。
- (3) 申込者に自己申告プログラム(上限時間)について以下の基本的な運用を説明する。
 - ① お客様から1日の遊技上限時間を超過した場合に、その旨が告知されるプログラムを希望し、申込書に必要事項を記入して提出いただくことを説明する。
 - ② 上限時間を超過した場合の告知方法は、以下の中から選択いただくことを説明する。(複数選択可)
 - (1) 本人の携帯電話へ連絡する。
 - (2) 遊技している申込者に直接声をかける。
 - (3) 店内アナウンスで呼び出しを行い、伝える。
 - ③ お客様に来店都度、その日の遊技上限時間とそれに伴った告知時刻を申込書の「上限時間・告知時刻申告リスト」欄に記入いただく必要があることを説明する。
 - ④ 申込書に記入された上限時間を過ぎた場合、スタッフが上限時間に達した旨を選択された告知方法でお知らせすることを説明する。
 - ⑤ お客様が上限時間前に退店する場合は、その旨をスタッフに申し出てもう必要があり、退店の申し出がない場合は、遊技が確認できなくても選択された告知を実施することを説明する。
※②で「(2)直接声かけ」の方法のみを選択されたお客様については、スタッフがお客様を発見できない場合は、お知らせができないことも説明する。
 - ⑥ お知らせをした際にプログラムの継続・解除、上限時間変更の意思を確認させていただくことを説明する。
※②で「(2)直接声かけ」の方法のみを選択されたお客様については、スタッフがお客様を発見できない場合は、お知らせができないことも説明する。

- (4) 申込みの有効期間を説明する。
 - ① 申込みの有効期間は申込受付日より1年間
 - ② 有効期間内であっても、申込者が来店の都度申し込む上限時間・告知時刻の申込みが、3ヵ月間なかった場合、店舗の判断で申込書を無効とし終了することができる。
- (5) 申込者に申込書を渡し、必要な情報（記入箇所）を説明する。
 ※作成済の申込書を持参された場合は以下の項目をチェックする。
 - 1枚目（別記様式第3号（1））
 - ① 左上の宛先欄に店舗名を記入し、申告事項1～8を読み、□にレを記入する。
 - ② 住所、貯玉会員の場合は貯玉会員番号を記入し、氏名は必ず自署する。
 - ③ 告知方法として携帯電話連絡を選択する場合は、携帯電話番号を記入する。
 - 2枚目（別記様式第3号（2））
 - ④ 氏名欄を必ず自署する。
 - ⑤ 告知方法を3つの選択肢から選択し、□にレを記入する。（複数選択可）
 - ⑥ 来店の都度、「上限時間・告知時刻申告リスト」欄に必要事項（申込日・上限時間・告知時刻）を記入する。
2. スタッフより個人情報の取り扱いについて説明を行う。
 申込者把握のために、対応するスタッフ間で申込書情報と顔写真の共有を行うこと、それ以外の使用を行わないこと、保管方法を説明し、承諾をもらう。（口頭説明）

■ 申込受付

1. 申込者から申込書を提出してもらう。
2. 申込書の必要な情報に（記入箇所）に記入漏れがないか確認を行う。
3. 申込者の発見が可能な顔写真（3ヵ月以内撮影）を提出してもらう。
4. 顔写真付きの身分証明書（公的書類に限る）を提示してもらい、申込書の内容に相違がないか確認する。（身分証明書はコピーを含め保管せずに、確認後返却する）
5. 申込書の店舗記入欄を記入する。（書類チェック、申込日、有効期間、受付担当者名）
6. 申込書をコピーし、受付書類の控えとして申込者に渡して保管してもらう。

■ 運用開始

1. 申込者が来店し、その日の上限時間と告知対応を希望する申し出があった際は、申込書の「上限時間・告知時刻申告リスト」欄を記入してもらい、受け付けを行う。
2. 申込みがあった旨と申込者情報（氏名、顔写真、申し込まれた上限時間・告知時刻）を対応するスタッフへ周知する。
3. 上限時間の申込者は、以下の方法のいずれか、もしくは併用により、遊技状況を確認する。（店舗の設備・状況に応じて可能な方法で取り組む）
 - (1) 防犯カメラの活用による確認
 - (2) スタッフのホール巡回による確認
4. 申込者が上限時間前に退店する場合は、その旨をスタッフに申し出ってもらう。対応したスタッフはその日の上限時間のプログラムをキャンセルし、スタッフ間で周知する。
5. 上限時間に達した場合は、以下の中から申込者が選択した方法でその旨を伝える。
 - (1) 本人の携帯電話へ連絡する。
 - (2) 遊技している申込者に直接声をかける。
 - (3) 店内アナウンスで呼び出しを行い、伝える。

■ 上限時間超過の告知後対応

1. 告知後は以下の状況が想定される為、申込者の意思を確認し、対応する。
 - (1) 申込者が遊技をやめて退店する。
 - (2) 申込者が自己申告プログラムのその日の申込みをキャンセルする。
 - ① スタッフ間で周知し、当日中は以後の告知を行わない。
 - (3) 申込者が自己申告プログラムを解除する。
 「自己申告プログラム解除申込書（別記様式第6号）」
 - (4) 申込者がその日の上限時間・告知時刻の申込みを変更し、新しく設定する。上限時間に達した場合は、再度告知する。
 - ① 「上限時間・告知時刻申告リスト」欄を修正し、修正内容を対応するスタッフに周知する。修正された上限時間に達した場合は、その旨を再度伝える。

自己申告プログラム(④入店制限)運用マニュアル

プログラムの基本情報

- 対象者 : 貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者
- 申込者 : 本人
- 有効期間 : 申込受付日より1年間 ※3ヵ月間来店しなかった場合の無効要件はなし

手続きに必要なもの

- 申込書(以下、本項内はすべて本申込書を指す。)
「自己申告プログラム(④入店制限)申込書(別記様式第4号)」
- 申込者が確認できる写真(3ヵ月以内撮影、申込時に店舗で撮影したものでも可)
- 申込者の顔写真付き身分証明書(公的証明書に限る)

運用方法

※自己申告・家族申告プログラムの申込書はホームページ(<https://jikoshinkoku.jp/>)から取得できるため、作成済の申込書を持参される方がいらっしゃいます。希望する対応と申込み予定のプログラムが合致しているか確認し、必要な説明をお願いいたします。

■申込者への説明

1. スタッフより申込者に対し、自己申告プログラムの説明を行う。

(1) 申込者に自己申告プログラムの目的は、のめり込みを抑制したいと考えているお客様のサポートであり、お客様自身が店舗に入店しないことの宣言に対し、入店が確認された際に退店を促すものであることを説明し、ご理解いただく。

※状況に応じてリカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相談拠点(精神保健福祉センターおよび保健所等)や「依存症対策全国センター」のURLを紹介する。

(2) 申込者に自己申告プログラムの各分類(上限金額・上限回数・上限時間・入店制限)の内容を説明し、申し込むプログラムを選択してもらう。

(3) 申込者に自己申告プログラム(入店制限)について以下の基本的な運用を説明する。

- ① お客様から入店した際に退店を促されることを希望し、申込書に必要事項を記入して申し込みいただくことを説明する。
- ② 防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回によりお客様の入店の有無を確認することを説明する。※お客様が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行い、使用時のエラー発報も活用する。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行う。
- ③ お客様の入店が確認された場合、入店制限の申込みがある旨をお知らせし、退店を促すことを説明する。
- ④ お知らせをした際にプログラムの継続・解除の意思を確認させていただくことを説明する。

- (4) 申込みの有効期間を説明する。
申込みの有効期間は申込受付日より1年間
 - (5) 申込者に申込書を渡し、必要な情報（記入箇所）を説明する。
※作成済の申込書を持参された場合は以下の項目をチェックする。
 - ① 左上の宛先欄に店舗名を記入し、申告事項1～8を読み、□にレを記入する。
 - ② 住所、貯玉会員の場合は貯玉会員番号を記入し、氏名は必ず自署する。
2. スタッフより個人情報の取り扱いについて説明を行う。
申込者把握のために、対応するスタッフ間で申込書情報と顔写真の共有を行うこと、それ以外の使用を行わないこと、保管方法を説明し、承諾をもらう。（口頭説明）

■ 申込受付

1. 申込者から申込書を提出してもらう。
2. 申込書の必要な情報（記入箇所）に記入漏れがないか確認を行う。
3. 申込者の発見が可能な顔写真（3ヵ月以内撮影）を提出してもらう。
4. 顔写真付きの身分証明書（公的書類に限る）を提示してもらい、申込書の内容に相違がないか確認する。（身分証明書はコピーを含め保管せずに、確認後返却する）
5. 申込書の店舗記入欄を記入する。（書類チェック、申込日、有効期間、受付担当者名）
6. 申込書をコピーし、受付書類の控えとして申込者に渡して保管してもらう。
7. 申込者が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行う。以下の点に留意する。
 - (1) 利用停止後の貯玉交換については、申込受付時に申込者の意思に基づき対応する。
 - (2) 利用停止後は、申込者に説明した上で、DM等の送付中止処理を行う。

■ 運用開始

1. 申込者情報（氏名、顔写真）を対応するスタッフへ周知し、防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回により申込者の入店有無を確認する。
※申込者が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行い、使用時のエラー発報も活用する。
2. 申込者の入店を発見した場合は、入店制限の申込みがあることを伝え、退店を促す。

■ 申込者へ入店制限告知後の対応

1. 告知後は以下の状況が想定される為、申込者の意思を確認し、対応する。
 - (1) 申込者が退店する。
 - (2) 自己申告プログラムは解除しないが、その日は遊技を行う。
 - (3) 申込者が自己申告プログラムを解除する。
「自己申告プログラム解除申込書（別記様式第6号）」

家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)運用マニュアル

プログラムの基本情報

- 対象者 : 貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者 (以下、本人という。)
- 申込者 : 家族 (以下、申込者という。)
- ※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。
- 2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者
- 有効期間 : 申込受付日より1年間 ※3ヵ月間来店しなかった場合の無効要件はなし

手続きに必要なもの

- 申込書
 - (1)「家族申告プログラム(⑤入店制限)申込書(同意書あり)(別記様式第7号(1))」(以下、本項内はすべて本申込書のことを申込書という。)
 - (2)「家族申告プログラム(⑤入店制限)申込同意書(別記様式第7号(2))」(以下、同意書という。)
- 申込者と本人が確認できる写真(3ヵ月以内撮影、申込時に店舗で撮影したものでも可)
- 申込者と本人の顔写真付き身分証明書(公的証明書に限る)※本人分は本人来店時のみ
- 家族であることの証明書類(戸籍謄本等、本人との関係が確認できる公的書類)

運用方法

※自己申告・家族申告プログラムの申込書はホームページ(<https://jikoshinkoku.jp/>)から取得できるため、作成済の申込書を持参される方がいらっしゃいます。希望する対応と申込み予定のプログラムが合致しているか確認し、必要な説明をお願いいたします。

■申込者への説明

1. スタッフより申込者に対し、家族申告プログラムの説明を行う。
 - (1) 申込者に家族申告プログラムは、遊技者の家族からの申込みにより、依存問題を抱えていると思われる遊技者本人の入店を制限し、退店を促すことで、依存に係る問題解消のサポートをするものであることを説明し、ご理解いただく。
※状況に応じてリカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相談拠点(精神保健福祉センターおよび保健所等)や「依存症対策全国センター」のURLを紹介する。
 - (2) 申込者に家族申告プログラム(入店制限)について以下の基本的な運用を説明する。
 - ① ご家族が申込書に必要事項を記入し、本人の入店を制限する申込みを行なうプログラムであることを説明する。また、その際に本申込みについての本人同意書も提出してもらうことを併せて説明する。
 - ② 防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回により本人の入店有無を確認することを説明する。※本人が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行い、使用時のエラー発報も活用する。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行う。
 - ③ 本人の入店が確認された場合、ご家族からの入店制限の申込みとその申込みについて本人の同意書がある旨をお知らせし、退店を促すことを説明する。
 - ④ ご家族に本人が入店したことと、その対応内容について連絡することを説明する。
 - (4) 申込みの有効期間を説明する。
申込みの有効期間は申込受付日より1年間
 - (5) 申込者に申込書を渡し、必要な情報(記入箇所)を説明する。
※作成済の申込書を持参された場合は以下の項目をチェックする。
 - ① 宛先店舗名欄、家族名欄を記入し、申告事項1~7を読み、□にレを記入する。
 - ② 申込者は顔写真付き身分証明書と家族であることの証明書類を提示する。

- ③ 申込者情報として、遊技者との関係（続柄）、申込者住所、申込者の携帯電話番号を記入し、申込者氏名は必ず自署する。
- ④ 入店制限の対象となる遊技者本人の情報として、本人氏名、本人住所、本人が貯玉会員であれば会員番号を記入する。
- (6) 申込者に同意書を渡し、本人が記入する情報（記入箇所）を説明する。
 ※作成済の申込書を持参された場合は以下の項目をチェックする。
 - ① 宛先店舗名欄、家族名欄を記入し、申告事項 1～11 を読み、□にレを記入する。
 - ② 本人情報として、記入日、本人の携帯電話番号、本人の住所、本人が貯玉会員の場合は会員番号、氏名は本人が必ず自署する。
- 2. スタッフより個人情報の取り扱いについて説明を行い、承諾をもらう。（口頭説明）
 - (1) 本人把握のために、対応するスタッフ間で申込書情報と本人の顔写真を共有する。
 - (2) 本人の入店があった場合は申込者に連絡するため、申込者の連絡先を確認する。
 - (3) それ以外の使用を行わないこと、保管方法を説明する。

■ 申込受付

- 1. 申込者から申込書と同意書を提出してもらう。
- 2. 申込書の必要な情報に（記入箇所）に記入漏れがないか確認を行う。
- 3. 遊技者本人が確認できる写真（3 ヶ月以内撮影）を提出してもらう。
- 4. 本人が申込みに同行している場合、本人から顔写真付きの身分証明書（公的書類に限る）を提示してもらい、申込書の内容に相違がないか確認する。（身分証明書はコピーを含め保管せずに、確認後返却する）
- 5. 本人が申込みに同行していない場合、本人の携帯電話に連絡し、申込者から同意書提出を受けた旨を確認し、同意書の店舗記入欄を記入する。
- 6. 申込書の店舗記入欄を記入する。（書類チェック、申込日、有効期間、受付担当者名）
- 7. 申込書をコピーし、受付書類の控えとして申込者に渡して保管してもらう。
- 8. 本人が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行う。以下の点に留意する。
 - (1) 利用停止後の貯玉交換については、本人から申し出があった場合に対応する。
 - (2) 利用停止後は、DM 等の送付中止処理を行う。

■ 運用開始

- 1. 本人の情報（氏名、顔写真）を対応するスタッフへ周知し、防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回により本人の入店有無を確認する。
 ※本人が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行い、使用時のエラー発報も活用する。
- 2. 本人の入店を発見した場合は、以下の手順で対応を実施する。
 - (1) 本人と思われるお客様に、申込書の名前を使用し、本人であることの確認を行う。
 ※この際に、本人であることの確認が取れなければ対応を終了する。（必要に応じて申込者に連絡し、状況を報告する。）
 - (2) 本人であることの確認完了後、家族による入店制限申込みおよび申込みに対する本人からの同意書を受理している旨を伝え、退店を促す。
 ※本人が退店を拒否する場合、退店告知に強制力はありません。
- 3. 申込者に連絡し、本人が入店したこととその後の対応内容を伝える。

■ 本人への入店制限告知後の対応

- 1. 本人が退店する。
 申込者に連絡し、本人の入店があった旨と告知後に退店したことを伝える
- 2. 本人が退店しない。
 - (1) 本人の入店と告知後に退店していないことをスタッフ間で周知し、当日中は以後の告知を行わない。
 - (2) 申込者に連絡し、本人の入店があった旨と告知したが退店していないことを伝える
 - ① 申込者から家族申告プログラム解除の申し出がなければ、翌日以降も継続する。
 - ② 申込者から家族申告プログラム解除の申し出があった場合は、再度来店し、解除申込書を記入してもらい、プログラムを解除する。（「家族申告プログラム解除申込書（別記様式第 14 号）」）
 ※申込者からのプログラム解除の申し出から、解除申込書受理までの間は、プログラム対応は保留とし、本人への告知は行わない。

家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)運用マニュアル

プログラムの基本情報

- 対象者 : 貯玉会員および非会員を含むすべての遊技者 (以下、本人という。)
- 申込者 : 家族 (以下、申込者という。)
- ※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。
2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者
- 有効期間 : 通知したプログラム開始日より1年間
※3ヵ月間来店しなかった場合の無効要件はなし

手続きに必要なもの

- 申込書 (以下、本項内はすべて本申込書を指す。)
「家族申告プログラム(⑥入店制限) 申込書(同意書なし)(別記様式第8号(1)(2))」
- 添付書類
以下の書類のうち、いずれか1組
 - ①「診断書【家族申告プログラム(入店制限) 申込書用】(別記様式第9号(1))」(以下、診断書という。)および「家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし) 申込書 添付書類の提出に係る承諾書(別記様式第9号(2))」(以下、承諾書という。)
※診断書は医療機関の所定の書類でも可。ただし入店制限が必要である旨の記述があること。
 - ②ぱちんこ遊技へののめり込みによる家庭生活への支障が客観的に説明できる書類(以下、生活支障書類という。)および「承諾書(別記様式第9号(2))」
(例として、本人が債務整理中であることを証する書類、消費者金融等の借入証明または利用明細書、申込者と本人が同居する世帯全員(未成年者除く)の課税証明書その他世帯全員の収支状況が分かる書類など)
 - ③「家計全体の状況(別記様式第9号(3))」(以下、家計書類)
(申込者自身で家計状況を申告するため、本人による承諾書は不要)
- 申込者と本人が確認できる写真(3ヵ月以内撮影、申込時に店舗で撮影したものでも可)
- 申込者の顔写真付き身分証明書(公的証明書に限る)
- 家族であることの証明書類(戸籍謄本等、本人との関係が確認できる公的書類)

運用方法

※家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)は、ホームページ上に申込書をアップロードしておりませんので、店舗にて必要書類をご用意ください。

- 申込者への説明
 1. スタッフより申込者に対し、家族申告プログラムの説明を行う。
 - (1) 申込受付前に以下の内容を説明し、可能な限り本人の意思による回復を薦める。
 - ① 申込者に家族申告プログラムは、遊技者の家族からの申込みにより、依存問題を抱えていると思われる遊技者本人の入店を制限し、退店を促すことで、依存に係る問題解消のサポートをするものであることを説明する。
 - ② その上で、依存問題対策には本人の意思による回復が重要であることを申込者に伝え、そのために、リカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相

談拠点（精神保健福祉センターおよび保健所等）や「依存症対策全国センター」の URL 等の相談機関を紹介する。

- ③ また、同意書のない家族申告プログラムは、診断書等の提出が必要であり、プログラム開始が受付から概ね1ヵ月以上もかかることを説明し、同意書ありの家族申告プログラム、または自己申告プログラム（入店制限）の申込みを薦める。
- (2) 申込者に家族申告プログラム（入店制限）について以下の基本的な運用を説明する。
 - ① ご家族から必要事項を記入した申込書および必要な添付書類が提出されることで、本人の入店制限を申込むプログラムであることを説明する。
 - ② ①の申し込み後に、スタッフが添付書類の内容を確認し、プログラム開始が可能か判断すること、開始できないと判断をする可能性があることを説明する。

《提出予定の添付書類が、診断書および承諾書の場合》

記入内容に不足がないかと、医師による入店制限が必要である旨の記述があるか確認し、問題がなければプログラム開始までの手順を進めることを説明する。

《提出予定の添付書類が、生活支障書類および承諾書もしくは家計書類の場合》

プログラム受付後、プログラム開始の可否について総合的に判断する必要がある為、そうした判断に一定の時間を要すること、およびプログラム開始はできないと判断をする可能性があることを説明する。
 - ③ 申込受付後、本人宛に「プログラムの開始予定日の通知」と「プログラムの開始に係る意見書」を送付することを説明する。

※本人宛に申込みがあった旨の通知がされることでトラブルが起きないか、申込者へのヒアリングの中で十分に留意する。
 - ④ 本人から期限内に意見書が提出された場合は、プログラムの開始を留保し、意見書の内容をもとにプログラム開始の可否を精査すること、および意見書に正当な理由があると判断すれば、プログラム開始を中止することを説明する。
 - ⑤ 期限内に本人から意見書の提出がない場合は、申込者宛に「プログラム開始通知」を送付し、記載した開始日よりプログラムを開始する。また、本人から意見書が提出されたが正当な理由ではないと判断する場合は、申込者と本人の双方に宛て判断内容を記した「プログラム開始通知」を送付し、記載した開始日よりプログラムを開始する。
 - ⑥ 防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回により本人の入店有無を確認することを説明する。※本人が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行い、使用時のエラー発報も活用する。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行う。
 - ⑦ 本人の入店を発見した場合は、ご家族から入店制限の申込みがある旨をお知らせし、退店を促すことを説明する。
 - ⑧ ご家族に本人が入店したこととその対応内容について連絡することを説明する。
- (3) 申込みの有効期間を説明する。

申込みの有効期間はプログラム開始日より1年間
- (4) 申込者に申込書を渡し、必要な情報（記入箇所）を説明する。
 - 1枚目（別記様式第8号（1））
 - ① 宛先店舗名欄、家族名欄を記入し、右上の氏名欄を必ず自署する。
 - ② 申告事項1～7を読み、□にレを記入する。
 - 2枚目（別記様式第8号（2））
 - ・申込者（家族）に係る事項
 - ③ 申込者情報として、遊技者との関係（続柄）、申込者住所、申込者の携帯電話番号を記入し、申込者氏名は必ず自署する。
 - ・遊技者本人に係る事項
 - ④ 入店制限の対象となる本人の情報として、本人氏名、本人住所、本人が貯玉会員であれば会員番号を記入する。

2. スタッフより個人情報の取り扱いについて説明を行い、承諾をもらう。(口頭説明)
 - (1) 本人把握のために、対応するスタッフ間で申込書情報と本人の顔写真を共有する。
 - (2) 本人の入店があった場合は申込者に連絡するため、申込者の連絡先を確認する。
 - (3) それ以外の使用を行わないこと、保管方法を説明する。

■申込受付

1. 申込者から申込書と添付書類（診断書および承諾書、生活支障書類および承諾書、家計書類のいずれか1組）を提出してもらう。
※注意※ 添付書類は本人同意書なしで入店制限を実施する必要性を証明する書類であるため、原本での提出を要件とします。ただし、個人情報保護の観点から特に配慮を要する書類ですので、取り扱いには十分に注意いただき、受付完了後はすぐに金庫保管するなど厳重な管理に努めてください。
2. 申込書の必要な情報に（記入箇所）に記入漏れがないか確認を行う。
3. 申込者の顔写真付き身分証明書と家族であることの証明書類を提示してもらい、申込書の内容に相違がないか確認する。
4. 添付書類を確認する。
※添付書類の内容が不十分な場合は、理由を説明し、申込受付を中断する。
 - (1) 添付書類が、診断書および承諾書の場合
 - ① 記入内容に不足がないか確認する。
 - ② 医療機関の所定の診断書である場合、医師による入店制限が必要である旨の記述があるか確認する。
 - (2) 添付書類が、生活支障書類および承諾書もしくは家計書類の場合
 - ① 提出された書類が、家庭生活への支障を客観的に説明するに足る書類であるかを確認する。(生活支障書類の例として、本人が債務整理中であることを証する書類、消費者金融等の借入証明または利用明細書、申込者と本人が同居する世帯全員(未成年者除く)の課税証明書など)
 - ② 申込者に、プログラム開始の可否判断には、時間を要することを説明し、受付の返答が後日になる場合はその旨を伝える。
 - ③ 店舗や企業でプログラム開始の可否判断を行うことが困難と判断する場合は、所属団体に相談する。(詳細は 15 ページ 補足参照)
5. 申込者および遊技者本人が確認できる写真（3 ヶ月以内撮影）を提出してもらう。
6. 申込書の店舗記入欄を記入する。(書類チェック、申込者への確認事項、申込日、有効期間、受付担当者名)

※以下の 6.以降は、受付内容に問題がない判断が完了しており、プログラム開始までの手順を予定通り進められる場合に、記載された案内、手順を進めてください。

6. 申込者に、プログラム開始が概ね 1 ヶ月後であることと、開始までの流れを説明する。
 - (1) 本運用マニュアル「運用方法」→「■申込者への説明」→(2)の③～⑤をもう一度説明する。
7. 本人が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行う。以下の点に留意する。
 - (1) 利用停止後の貯玉交換については、本人から申し出があった場合に対応する。
 - (2) 利用停止後は、DM 等の送付中止処理を行う。

■申込受付後、運用開始までの対応

- 1.本人宛に、「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ（別記様式第10号（1）」（以下、本人への開始通知という。）および「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に係る意見書（別記様式第10号（2）」（以下、意見書という。）を本人限定受取郵便で送付する。本人への開始通知の「本件に関する問い合わせ先」の店名、TEL欄及び、意見書の「〈意見書送付先〉」欄を必ず記入する。

※本人限定受取郵便とは…受取時に本人確認書類の提示を必要とする郵便のオプションサービス

- 2.本人からの意見書提出有無によって以下の判断と対応を行う。
（意見書の提出期限は、本人への開始通知に記載したプログラム開始予定日の5日前（必着）とする。）

- (1) 期限内に意見書の提出がない場合

3.以降の手順で運用開始までの対応を進める。

- (2) 期限内に意見書の提出がある場合

プログラム開始を留保し、意見書の内容をもとに開始の可否を精査する。

- ① 意見書の内容にプログラム開始を取り消すに足る相当な理由がない。

意見書受理後に発送する「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ（別記様式第12号）」（以下、本人への再通知という。）を用意し、プログラム開始を取り消すに足らないとする判断理由を特記事項に記入する。

併せて、3.以降の手順で運用開始までの対応を進める。

- ② 意見書の内容にプログラム開始を取り消すに足る相当な理由がある。

申込者、本人の双方に「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始取り消しのお知らせ（別記様式第13号（1）（2）」を送付し、プログラム開始を取り消す。

※店舗や企業でプログラム開始の可否判断を行うことが困難と判断する場合は、所属団体に相談してください。（詳細は15ページ※1参照）

- 3.家族宛に、「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ」（別記様式第11号）を送付し、記載したプログラム開始予定日よりプログラムを開始する。

（意見書の提出がある場合は、同時に（2）①本人への再通知を本人宛に送付する。）

■助言機関への相談

申し込みを受けたものの、自分たちで受付の判断が難しい場合は助言機関に対応を仰ぐことができる。助言機関に相談したい場合は各所属団体に連絡して助言機関の判断が必要か否かを確認する。

■運用開始

- 1.本人の情報（氏名、顔写真）を対応するスタッフへ周知し、防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回により申込者の入店有無を確認する。

※本人が貯玉会員の場合は、会員カードの利用停止措置を行い、使用時のエラー発報も活用する。また、顔認証システムを導入している店舗においては、同システムも活用し入店の確認を行います。

- 2.本人の入店を発見した場合は、以下の手順で対応を実施する。

- (1) 本人と思われるお客様に、申込書の名前を使用し、本人であることの確認を行う。

※この際に、本人であることの確認が取れなければ対応を終了する。（必要に応じて申込者に連絡し、状況を報告する。）

- (2) 本人であることの確認完了後、家族より入店制限申込みおよび申込みを受けている旨を伝え、退店を促す。

※本人が退店を拒否する場合、退店告知に強制力はありません。

- 3.申込者に連絡し、本人が入店したこととその後の対応内容を伝える。

■本人へ入店制限告知後の対応

1.本人が退店する。

申込者に連絡し、本人の入店があった旨と告知後に退店したことを伝える。

2.本人が退店しない。

(1) 本人の入店と告知後に退店していないことをスタッフ間で周知し、当日中は以後の告知を行わない。

(2) 申込者に連絡し、本人の入店があった旨と告知したが退店していないことを伝える

① 申込者から家族申告プログラム解除の申し出がなければ、翌日以降も継続する。

② 申込者から家族申告プログラム解除の申し出があった場合は、再度来店し、解除申込書を記入してもらい、プログラムを解除する。（「家族申告プログラム解除申込書（別記様式第14号）」）

※申込者からのプログラム解除の申し出から、解除申込書受理までの間は、プログラムは保留とし、本人への告知は行わない。

(補足) 生活支障書類か家計書類の添付による申込み受付の可否について、もしくは受付後に本人から意見書が提出された際のプログラム開始の可否について、企業・店舗で判断が難しい場合は、所属団体までご相談ください。ご相談の内容について、回答までに1ヵ月以上かかることがありますので、その旨を申込者にご説明いただき、選択したプログラムの変更希望等がないか確認してください。

複数店舗（チェーン店）への一括申請の手続きガイド

複数店舗への一括申請は、要配慮個人情報を含む情報を複数店舗で共有する可能性があることから、その運用には特に配慮をする必要があります。個人情報に係る「事前確認事項」と「運用時留意事項」をまとめましたので、下記を参考に一括申請へ積極的な対応をご検討ください。なお、自社にて既に運用されている場合は対応方法を変更する必要はございません。

適用プログラム

自己申告・家族申告プログラムの目的から考え、一括申請は入店制限プログラムである、自己申告（④入店制限）、家族申告プログラム（⑤入店制限本人同意あり）（⑥入店制限本人同意なし）に対して適用します。なお、自己申告プログラム①上限金額②上限回数③上限時間は来店者に対するプログラムであるため、申請店舗以外の複数店舗への来店申込みを前提としない一括申請の対象としておりませんが申請があった場合に各企業の判断で対応することを否定するものではありません。

事前確認事項

■担当者・責任者の明確化

自己申告・家族申告プログラムの申請があった際に対応担当者及び責任者（副店長及び店長など）が明確になっているか確認すること。

■申込書の管理方法

個人情報が記載されている申込書を鍵の掛かる場所に保管するなど、漏えい等が生じないように安全管理できているか確認すること。

■情報共有の方法

個人情報等の共有範囲を予め確認すること。

相手：店舗責任者

内容：対応担当者には「名前」、「顔写真」、「電話番号」等、運用上必要な情報

方法：社内ネットワークやパスワードの掛かるメール等

運用時留意事項

各プログラムの受付方法等は運用マニュアルに沿ってご対応いただき、一括申請の要望があった際は以下の点を併せて確認するようにお願いします。

■申込者への説明について

一括申請は申込者（本人または家族）のご来店がなく運用する店舗があるため、申込者のご理解とご協力がなければプログラムの実効性を高めることができない。各プログラムの運用マニュアル「運用方法 ■申込者への説明」にも記載のとおり、自己申告・家族申告プログラムは依存に係る問題解消のサポートするものであることを必ず説明し、そのうえで、本人の意識による回復が重要であることを申込者に伝え、そのために、リーフレット等を活用しリカバリーサポート・ネットワークやギャンブル等依存症相談拠点等の相談機関を紹介するような申込者に寄り添った対応を行うこと。

■対象店舗への同意について

1. プログラムの実施店舗を調整

遊技者の行動範囲などから来店の可能性のある店舗での申込みを受付ける。来店の可能性が全くないと言える店舗については調整を図る。

2. 申込書兼同意書（別記様式第 15 号）への記載

一括申請の受付店舗以外の店舗名は「自己申告・家族申告プログラム申込書における複数店舗への一括申請に関する申込書兼同意書（別記様式第 15 号）」の対象店舗欄に記入し、申込者の署名（自署）、家族申告プログラム（⑤入店制限 同意書あり）の場合は遊技者本人の署名（自署）をもらう。

店舗数が多い場合などは、対象店舗欄に「別紙記載」と記入し、店舗一覧を別紙作成（統一書式なし）し、同様に署名（自署）をもらう。また、対象店舗欄に自社の全店舗を予め記載しチェック方式で利用するなど様式を一部変更することも問題ない。

3. 家族申告プログラム（⑥入店制限 同意なし）の一括申請での注意点

同プログラムは本人の署名を求めることができないため、運用開始までの対応（P14）における、「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ（別記様式第 10 号（1）」及び第 11 号、第 12 号における「(1)対象店舗」の記載を以って意思確認を行うことから、記載漏れがないように確認すること。

■個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いは各企業で予め定められたルールに従うこと。

<例>

- ・受付時に確認した身分証明書はコピーを含め保管せずに返却する。
- ・申込書本紙は受付店舗又は本部で保管し共有しない。
- ・情報共有は予め定められた範囲「相手」、「内容」、「方法」で行う。

自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル

第3章 プログラムの申込書

第3章 プログラムの申込書

第3章は、お客様がプログラムを申し込むのに必要な申込書です。

プログラム導入の際は、すぐに用意できる場所に備え付けしてください。また、お客様から申込希望を受けた際は、希望されるプログラムの申込書を記入いただいでください。

なお、各申込書の使用方法や申込みの際に必要な説明内容は、第2章の運用マニュアルをご確認ください。

【目次】

《自己申告プログラム（①上限金額）の申込みに使用する書類》

別記様式第1号 自己申告プログラム（①上限金額）申込書・・・・・・・・・・ 1

《自己申告プログラム（②上限回数）の申込みに使用する書類》

別記様式第2号 自己申告プログラム（②上限回数）申込書・・・・・・・・・・ 2

《自己申告プログラム（③上限時間）の申込みに使用する書類》

別記様式第3号(1)(2) 自己申告プログラム（③上限時間）申込書・・・・・・・・・・ 3

《自己申告プログラム（④入店制限）の申込みに使用する書類》

別記様式第4号 自己申告プログラム（④入店制限）申込書・・・・・・・・・・ 5

《自己申告プログラムの変更・解除に使用する書類》

別記様式第5号 自己申告プログラム変更申込書・・・・・・・・・・ 6

別記様式第6号 自己申告プログラム解除申込書・・・・・・・・・・ 7

《家族申告プログラム（⑤入店制限 同意書あり）の申込みに使用する書類》

別記様式第7号(1) 家族申告プログラム（⑤入店制限 同意書あり）申込書・・・・・・・・・・ 8

別記様式第7号(2) 家族申告プログラム（⑤入店制限 同意書あり）申込同意書・・・・・・・・・・ 9

《家族申告プログラム（⑥入店制限 同意書なし）の申込みに使用する書類Ⅱ》

別記様式第8号(1)(2) 家族申告プログラム（⑥入店制限 同意書なし）申込書・・・・・・・・・・ 10

別記様式第9号(1) 診断書【家族申告プログラム（⑥入店制限）申込書用】・・・・・・・・・・ 12

別記様式第9号(2) 診断書提出に係る承諾書・・・・・・・・・・ 13

別記様式第10号(1) 家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ・・・・・・・・・・ 14

別記様式第10号(2) 家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に係る意見書・・・・・・・・・・ 15

別記様式第11号 家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ・・・・・・・・・・ 16

別記様式第12号 家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ・・・・・・・・・・ 17

別記様式第13号(1) 家族申告プログラム（⑥入店制限）開始取り消しのお知らせ・・・・・・・・・・ 18

別記様式第13号(2) 家族申告プログラム（⑥入店制限）開始取り消しのお知らせ・・・・・・・・・・ 19

《家族申告プログラムの解除に使用する書類》

別記様式第14号 家族申告プログラム解除申込書・・・・・・・・・・ 21

別記様式第15号 複数店舗への一括申請に関する申込書兼同意書・・・・・・・・・・ 22

※「家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ」の書類について

本書類は同じ名称のものが3点ありますが、以下の用途の違いがあります。

別記様式第10号(1)：本人宛にプログラム開始1ヵ月前に意見書（同号(2)）と同封して送付する。

別記様式第11号：家族宛に予定通りプログラムを開始する旨を伝える。

別記様式第12号：本人から意見書（第10号(2)）の提出があった場合、本人宛に意見書の内容ではプログラム開始を取り消す理由には相当せず、予定通りプログラムを開始する旨を伝える。

別記様式第1号

店 店長(管理者) 殿

自己申告プログラム(①上限金額)申込書

私は、パチンコ・パチスロ遊技(以下、遊技という。)が余暇のひとつとして、適度に楽しみ、遊ぶためのものであることを理解したうえで、以下の事項を自らの意思で申告し、自己申告プログラムを申し込みます。

※確認のため下記項目の□にレを記入します。

- 1 私は、自らの意思で1日に使用する遊技上限金額を自己申告し、その上限金額を超えたとき、次の来店日(または、当日)にスタッフよりその旨の告知がなされることを申し込みます。
- 2 前項の上限金額を超えたとき、次の来店日(または、当日)に貯玉会員カードが利用停止されることに同意します。
- 3 申込書の有効期間は申込受付日より1年間としますが、私の来店が3ヵ月間確認されなかった場合、本申込書を無効とし終了できること、上限金額を超えた日から次回来店日までの期間が3ヵ月を経過した場合は、上限金額を超えた旨の告知をしなくてもよいことを承諾します。
- 4 私は、私の来店確認のために防犯カメラの利用、スタッフの見回りがなされることに同意します。
- 5 私は、上限金額を超えたことを告知された日の遊技については、自己責任で判断します。
- 6 私は、貴店のスタッフを含む関係者が本プログラムの運用の範囲内で、私の個人情報を利用し共有することを承諾します。
- 7 防犯カメラ、スタッフの見回り、またはシステム上の問題等、様々な状況により上限金額を超えていた旨を告知されなかったとき、これにより生じた金銭の損害、精神的な問題、私の人間関係等、あらゆる個人的なトラブルを貴店および自己申告プログラムによるものとしません。
- 8 私は、本申込書の記入内容に事実と異なる記載があった場合、貴店の判断で申込みを無効にできることを承諾します。

氏名(自署に限る)	
住 所	
貯玉会員番号	
1日の遊技使用上限金額	万円(1万円単位)

【店舗記入欄】

必要書類	受付担当者は以下の書類を確認し、□にレを記入 <input type="checkbox"/> 本人が確認できる写真(3ヵ月以内に撮影したもの) ※以下よりいずれか1点以上 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(おもて面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他() ※公的証明書に限る
申込日	年 月 日
有効期間1年間(申込受付日より)	年 月 日 ~ 年 月 日
店舗受付担当者	

別記様式第3号(1)

店 店長(管理者) 殿

自己申告プログラム(③上限時間)申込書

私は、パチンコ・パチスロ遊技(以下、遊技という。)が余暇のひとつとして、適度に楽しみ、遊ぶためのものであることを理解したうえで、以下の事項を自らの意思で申告し、自己申告プログラムを申し込みます。

※確認のため下記項目の□にレを記入します。

- 1 私は、自らの意思で1日の遊技の上限時間を自己申告し、その上限時間に達したとき、その旨の告知が私の選択した方法(私の携帯電話への連絡、直接の声かけ、店内アナウンスでの呼び出しより複数選択可)でなされることを申し込みます。
- 2 私は、来店都度、その日の上限時間とそれに応じたスタッフによる告知時刻を自己申告(申込み)し、申告した上限時間より早く退店する場合は、その旨を必ずスタッフに伝えます。
- 3 申込書の有効期間は申込受付日より1年間としますが、3ヵ月間、上限時間・告知時刻の申告がなかった場合、申込書は無効とし終了できることを承諾します。
- 4 私は、私の来店確認のために防犯カメラの利用、スタッフの見回りがなされることに同意します。
- 5 私は、上限時間に達したことを告知された日の遊技については、自己責任で判断します。
- 6 私は、貴店のスタッフを含む関係者が本プログラムの運用の範囲内で、私の個人情報を利用し共有することを承諾します。
- 7 防犯カメラ、スタッフの見回り、またはシステム上の問題等、様々な状況により上限時間を超えていた旨を告知されなかったとき、これにより生じた金銭の損害、精神的な問題、私の人間関係等、あらゆる個人的なトラブルを貴店および自己申告プログラムによるものとしません。
- 8 私は、本申込書の記入内容に事実と異なる記載があった場合、貴店の判断で申込みを無効にできることを承諾します。

氏名(自署に限る)	
住 所	
貯玉会員番号(会員のみ記入)	
携帯電話番号 (※告知方法に携帯電話を使用する場合)	

【店舗記入欄】

必要書類	受付担当者は以下の書類を確認し、□にレを記入 <input type="checkbox"/> 本人が確認できる写真(3ヵ月以内に撮影したもの) ※以下よりいずれか1点以上 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(おもて面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他() ※公的証明書に限る
申込日	年 月 日
有効期間1年間(申込受付日より)	年 月 日 ~ 年 月 日
店舗受付担当者	

別記様式第3号(2)につづく

店 店長(管理者) 殿

自己申告プログラム変更申込書

私は、さきに申し込みました自己申告プログラムについて以下の変更を申し込みます。

■基本情報

氏名(自署に限る)	
住 所	
貯玉会員番号(会員のみ記入)	
申込中のプログラム (該当項目を○で囲む)	① 上限金額 ② 上限回数 ③ 上限時間

① 上限金額 (使用する遊技上限金額の変更)

1日の遊技使用上限金額	_____万円 (1万円単位)
-------------	-----------------

② 上限回数 (来店上限回数の変更)

1ヵ月間の来店上限回数	_____回
-------------	--------

③ 上限時間 (上限時間に達した際の告知方法の変更)

告知方法 (右記の3つからお選び下さい。複数選択可)	<input type="checkbox"/> 私の携帯電話への連絡 ※以下の欄に携帯電話番号を必ず記入 <input type="checkbox"/> 直接の声かけ <input type="checkbox"/> 店内アナウンスでの呼び出し
携帯電話番号 (※告知方法に携帯電話を使用する場合)	

【店舗記入欄】

申込日	年 月 日
有効期間 (当初受付日より1年間)	年 月 日 ~ 年 月 日
店舗受付担当者	

※「基本情報」のすべての項目に必ずご記入ください。当初申込みの有効期間に変更はありませんが、確認のため有効期間をご記入ください。

※各プログラムの申込内容変更については各該当欄にご記入ください。

店 店長(管理者) 殿

自己申告プログラム解除申込書

私は、さきに申し込みました自己申告プログラムの解除を申し込みます。

氏名(自署に限る)	
住 所	
貯玉会員番号(会員のみ記入)	
解除するプログラム (解除項目を○で囲む)	① 上限金額 ② 上限回数 ③ 上限時間 ④ 入店制限

【店舗記入欄】

申込日	年 月 日
店舗受付担当者	

店 店長(管理者) 殿

家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)申込書

※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

私は、貴店の遊技客である(氏名) _____ (以下、本人という。)の貴店舗への入店が確認された場合、貴店スタッフに退店を促してもらい家族申告プログラムを申し込みます。このプログラム申込みにあたり、以下の事項を確認し、同意します。※確認のため下記項目の□にレを記入します。

- 1 私は、上記本人が貴店で遊技しないことを希望し、本人の入店が確認された場合、貴店スタッフに退店を促してもらいことを申し込みます。
- 2 私は、前項の本人への遊技中止および退店の呼びかけには強制力がないことを認識し、本人が遊技中止および退店の呼びかけに応じない場合に異議を申し立てません。
- 3 私は、本申込書(顔写真添付)に併せて、①本人の同意書(顔写真添付)を提出し、②身分証明書(私と本人)、③私と本人が家族であることの証明書類を提示します。
- 4 私は、貴店のスタッフを含む関係者が本プログラムの運用の範囲内で、私の個人情報を利用し共有することを承諾します。
- 5 防犯カメラ、スタッフの見回り、システム上の問題等、様々な状況により本人の入店を確認できない場合、および本人が本人確認に応じない、あるいは本人であることを認めない場合に、本人に退店の呼びかけ等がなされなかったとしても、これにより生じた金銭の損害、精神的な問題、私と本人の人間関係等あらゆるトラブルを貴店および家族申告プログラムによるものとしません。
- 6 申込書の有効期間は1年間としますが、本プログラムの申込みを有効期間中に解除できるのは、私に限ることを承諾します。
- 7 私は、本申込書の記入内容に事実と異なる記載があった場合、貴店の判断で申込みを無効にできることを承諾します。

申込者氏名(自署に限る)	
遊技者との関係(続柄)	_____ (例: 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、成年後見人等)
申込者の住所	
申込者の携帯電話番号 ※1	※携帯電話がない方は自宅電話記入
遊技者の氏名	
遊技者の住所	
遊技者の貯玉会員番号(会員のみ記入)	

※1 本人の入店を発見した場合、その旨を店舗から申込者に電話連絡します。

【店舗記入欄】

必要書類	受付担当者は以下の書類を確認し、□にレを記入 <input type="checkbox"/> 申込者が確認できる写真(3ヵ月以内に撮影したもの) <input type="checkbox"/> 家族であることの証明書類(戸籍謄本、住民票等) ※以下より申込者の証明書いずれか1点以上 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(おもて面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他(_____) ※公的証明書に限る
申込日	年 月 日
有効期間1年間(申込受付日より)	年 月 日 ~ 年 月 日
店舗受付担当者	

店 店長(管理者) 殿

家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)申込同意書

私は、家族申告プログラムの申込者である(氏名) _____ による本プログラムの申込みに同意のうえ、自らの意思で今後、貴店に入店しないことを宣言し、以下の事項を確認し、同意します。

※確認のため下記項目の□にレを記入します。

- 1 私は、今後貴店に入店し遊技しないことに同意します。
- 2 前項の同意にもかかわらず、私が入店したとき、貴店スタッフに退店を促されることに對し異議を申し立てず、速やかに退店します。
- 3 私の貯玉会員カードの利用停止登録がなされることに同意します(貯玉会員のみ)。
- 4 私の入店が有効期間中に確認されたとき、入店について貴店が家族(申込者)に電話連絡することを承諾します。
- 5 私は、私の入店制限のため防犯カメラの利用、スタッフによる見回りがなされることに同意します。
- 6 私は、貴店のスタッフを含む関係者が本プログラムの運用の範囲内で、私の個人情報を利用し共有することを承諾します。
- 7 私は、上記の家族を通して、本同意書(顔写真添付)を提出し、私の身分証明書を提示することに同意します。
- 8 防犯カメラ、スタッフの見回り、システム上の問題等、様々な状況により、私の入店を確認できない場合、および私が本人確認に応じない、あるいは私が本人であることを認めない場合に、退店の呼びかけ等がなされなかったとしても、これにより生じた金銭の損害、精神的な問題、私の人間関係等あらゆるトラブルを貴店および家族申告プログラムによるものとしません。
- 9 申込書の有効期間は1年間としますが、本プログラムの申込みを有効期間中に解除できるのは、家族(申込者)に限ることを承諾します。
- 10 私は、家族から本同意書が提出された際に、以下に記入した電話番号にスタッフから確認の連絡があることを承諾します。
- 11 私は、本同意書の記入内容に事実と異なる記載があった場合、貴店の判断で申込みを無効にできることを承諾します。

記入日	年 月 日
氏名(自署に限る)	
携帯電話番号	※携帯電話がない 方は自宅電話記入
住 所	
貯玉会員番号(会員のみ記入)	

※家族申告プログラムの申込みにあたって、遊技者本人の来店を要件としません。

【店舗記入欄】

必要書類	受付担当者は以下の書類を確認し、□にレを記入 <input type="checkbox"/> 遊技者が確認できる写真(3ヵ月以内に撮影したもの) ※遊技者が来店している場合、証明書いずれか1点以上 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(おもて面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他() ※公的証明書に限る
電話確認	※遊技者が来店していない場合 <input type="checkbox"/> 家族から同意書提出を受けた旨を本人に電話確認済
店舗受付担当者	

店 店長(管理者) 殿

申込者氏名

※本氏名欄も必ず記入(自署に限る)

家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)申込書

※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

私は、貴店の遊技客である(氏名) _____ (以下、本人という。)の貴店舗への入店が確認された場合、貴店スタッフに退店を促してもらう家族申告プログラムを申し込みます。このプログラム申込みにあたり、以下の事項を確認し、同意します。

※確認のため下記項目の□にレを記入します。

- 1 私は、上記本人が貴店で遊技しないことを希望し、本人の入店が確認された場合、貴店スタッフに退店を促してもらうことを申し込みます。
- 2 私は、前項の本人への遊技中止および退店の呼びかけには強制力がないことを認識し、本人が遊技中止および退店の呼びかけに応じない場合に異議を申し立てません。
- 3 私は、本申込書(顔写真添付)に併せて、以下の(1)(2)を提示し、(3)を提出いたします。
 - (1)私の顔写真付き身分証明書等(公的証明書に限る)
 - (2)私が本人の家族であることの証明書類(戸籍謄本等、本人との関係が確認できる公的書類)
 - (3)以下の①②のいずれかの書類(提出書類にレを記入してください)
 - ①本人がギャンブル障害(いわゆる依存症)であることを証する医師の診断書(別記様式第9号(1)及び添付書類に係る本人の承諾書(別記様式第9号(2))
(※診断書は申込書提出日の3ヵ月以内に診断されたものに限りませ)
 - ②ぱちんこ遊技へののめり込みによる家庭生活への支障が客観的に説明できる書類(例として、本人が債務整理中であることを証する書類、消費者金融等の借入証明または利用明細書、家族(申込者)と本人が同居する世帯全員(未成年者除く)の課税証明書など)及び添付書類に係る本人の承諾書(別記様式第9号(2))
(※上記②の書類は、本人と家族の生計維持への影響等の判断に用います。)
- 4 私は、貴店のスタッフを含む関係者が本プログラムの運用の範囲内で、私の個人情報を利用し共有することを承諾します。
- 5 防犯カメラ、スタッフの見回り、システム上の問題等、様々な状況により本人の入店を確認できない場合、および本人が本人確認に応じない、あるいは本人であることを認めない場合に、本人に退店の呼びかけ等がなされなかったとしても、これにより生じた金銭の損害、精神的な問題、私と本人の人間関係等あらゆるトラブルを貴店および家族申告プログラムによるものとしません。
- 6 申込書の有効期間は、本プログラム運用開始日から1年間としますが、有効期間中に本プログラムを解除できるのは、私に限ることを承諾します。
- 7 私は、本申込書の記入内容に事実と異なる記載があった場合、貴店の判断で申込みを無効にできることを承諾します。

◇その他留意事項

- ①本申込書を受付後、内容を精査のうえ遅滞なく「家族申告プログラム(入店制限)開始に関するお知らせ」を本人に郵送します。プログラム開始日は、申込書受付後、概ね1ヵ月後を予定しています。
※提出書類について申込要件を満たしていないと判断した場合は申込受付ができない場合があります。
- ②本人が家族申告プログラム(入店制限)の開始を不服とする場合、異議申し立ての意見書の提出が可能です。意見書用紙は、本人宛の「家族申告プログラム(入店制限)開始に関するお知らせ」に同封します。当店が意見書を受理したとき、本プログラム開始を一旦留保し、意見書の内容を精査のうえ、入店制限開始の可否について判断して家族(申込者)と本人の双方に通知します。
- ③本プログラムを開始後、本人の入店が確認された場合、その旨店舗から家族(申込者)に電話連絡します。
- ④診断書提出の場合は、「別記様式第9号(1)(2)」を提出してください。(診断書は医療機関の所定の書類でも可。ただし、入店制限が必要である旨の記述があること。)また、診断書を依頼する際は、医師に使用目的(家族申告プログラム申込み)を必ず伝えてください。

別記様式第8号(2)につづく

(1) 申込者(家族)に係る事項

申込日	年 月 日
申込者氏名(自署に限る)	
遊技者との関係(続柄) ※1	_____ (例: 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹等)
申込者の住所	
申込者の携帯電話番号 ※2	※携帯電話がない 方は自宅電話記入

※1 申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

※2 本人の来店が確認された場合、その旨店舗から申込者に電話連絡します。

(2) 遊技者本人に係る事項

遊技者本人の氏名	
遊技者本人の住所	
遊技者本人の携帯電話番号	※携帯電話がない 方は自宅電話記入
遊技者本人の貯玉会員番号 (会員のみ記入)	

【店舗記入欄】

必要書類	<p>①受付担当者は以下の書類を確認し、□にレを記入</p> <p><input type="checkbox"/> 申込者が確認できる写真(3ヵ月以内に撮影したもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 遊技者が確認できる写真(3ヵ月以内に撮影したもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 家族であることの証明書類(戸籍謄本、住民票等)</p> <p>②以下より申込者の証明書いずれか1点以上</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(おもて面)</p> <p><input type="checkbox"/> パスポート</p> <p><input type="checkbox"/> その他() ※公的証明書に限る</p> <p>③以下の書類よりいずれか1組</p> <p><input type="checkbox"/> 医師による診断書と提出に係る本人の承諾書</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支障書類と提出に係る本人の承諾書</p> <p><input type="checkbox"/> 家計全体の状況(申込者が家計状況を記入)</p>
申込者への確認事項	<p><input type="checkbox"/> プログラム開始が遊技者本人に通知される旨の理解</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の意見確認等で、申込受付後、プログラム開始までに1ヵ月程度時間を要する旨の理解</p>
申込日	年 月 日
有効期間1年間(運用開始日より)	年 月 日 ~ 年 月 日
店舗受付担当者	

診 断 書

【家族申告プログラム(⑥入店制限)申込書用】

年 月 日

受診者	氏名				
	住所	〒			
	生年月日	年	月	日	年齢 歳

受診者について、ギャンブル障害に該当し、パチンコ店への入店制限が必要であることを診断します。

〈特記事項〉

[診断日] 年 月 日

[医師署名] _____ (印)

病院・診療所	名称			TEL
	所在地	〒		

【医師の方へ】

- 1 パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会(パチンコ業界の 14 団体で構成)は、パチンコ・パチスロへの依存問題の予防・啓発等の一環として、自己申告・家族申告プログラムを設け、のめり込みを抑制したいと考えているお客様をサポートしています。「家族申告プログラム(入店制限)」は、遊技者本人がギャンブル障害により入店制限が必要である場合、本人のご家族の申込みにより、本人のパチンコ店への入店を制限するものです。同プログラム申込書受理後、プログラム開始について遊技者本人に通知します。
- 2 診断書はギャンブル障害により入店制限が必要である場合に作成してください。
- 3 この診断書は、ご家族が「家族申告プログラム(入店制限)申込書」を提出の際に、併せてパチンコ店に提出されます。
- 4 診断書は医療機関の所定の書類でも可能です。ただし、その場合は、入店制限が必要である旨の記述が必ず必要となります。

_____店 店長(管理者) 殿

_____年 _____月 _____日

家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし) 申込書 添付書類の提出に係る承諾書

1. 家族申告プログラム(⑥入店制限 同意書なし)の申込みについて、提出を承諾する添付書類の番号に□にレを記入し、必要箇所をご記入ください。

□診断書

私は、私の家族である(家族氏名)_____が本プログラムを貴店へ申し

込むにあたり、私の診断書が貴店に提出されることを承諾します。

□ぱちんこ遊技へののめり込みによる家庭生活への支障が客観的に説明できる書類

(例として、本人が債務整理中であることを証する書類、消費者金融等の借入証明または利用明細書、申込者と本人が同居する世帯全員(未成年者除く)の課税証明書その他世帯全員の収支状況が分かる書類など)

私は、私の家族である(家族氏名)_____が本プログラムを貴店へ申

し込むにあたり、私のプライバシーに関わる(提出書類名)_____

が貴店に提出されることを承諾します。

2. 以下の内容をご記入ください。

本人氏名(自署)_____

住 所 _____

電話番号 _____

※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

家計全体の状況

※申立直前の1か月分の状況について提出してください。

※同居者がいる場合には同居者の収入・支出も含めて書いてください。

※借入れ・返済のある人はそれらも含めて収入・支出に書いてください。

※本書類は、申込受付およびプログラム開始判断について意見を聴くことを目的に、専門家等に共有することがあります。

年月分	収入		支出	
	種類	金額	種類	金額
遊技者本人	給料		円 家賃(管理費を含む)	円
	自営収入		円 地代	円
	年金		円 寮費・宿舍費	円
申込者	給料		円 食費	円
	自営収入		円 電機・ガス・水道代	円
	年金		円 電話代	円
生計を同じくする同居人	給料		円 新聞・雑誌代	円
	自営収入		円 医療費	円
	年金		円 教育費	円
生計を同じくする同居人	給料		円 保険料 保険契約者名	円
	自営収入		円 駐車場代	円
	年金		円 ガリン代	円
生計を同じくする同居人	給料		円 車の所有者名義	
	自営収入		円 交通費	円
	年金		円 洋服代	円
	生活保護		円 健康保険等	円
	児童手当		円 交際費	円
他者からの援助	援助者氏名・関係 ()		円 パチンコ遊技 使用金額	円
借入れ(合計)			円 その他娯楽費	円
預貯金から引き出し			円 返済(合計)	円
			円	円
			円	円
前月からの繰越			円 翌月への繰越	円
	収入合計	万 円	支出合計	万 円

殿

年 月 日

店舗名

住 所

家族申告プログラム(⑥入店制限)開始に関するお知らせ

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび貴殿のご家族の_____様からの入店を制限する家族申告プログラム(入店制限)の申込みがあり、貴殿に対する本プログラムの運用開始予定日を下記の通りとしましたのでご通知申し上げます。

家族申告プログラム(入店制限)とは、ご家族の申込みにより貴殿の入店を制限し、貴殿の入店が確認された場合、当店スタッフが退店を促すお声がけをするプログラムです。これにより、依存問題に係る問題解消のサポートをさせていただきますものです。つきましては、下記のプログラム開始予定日、留意事項等をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、本プログラムの開始を不服とする場合、同封の「家族申告プログラム(入店制限)開始に係る意見書」を提出することが可能です。意見書の提出は、下記のプログラム開始予定日5日前(必着)までにお願いいたします。意見書を受理した際は、本プログラムの開始を留保し、当店でプログラム開始の可否を精査いたします。意見書の内容に、本プログラム開始を取り消すに足る相当な理由が認められないときは、本プログラム開始日を貴殿とご家族にご通知し、下記の開始予定日よりプログラムを開始いたします。また、意見書の内容に、本プログラム開始を取り消すに足る相当な理由があると認められたときは、プログラム開始を取り消し、その旨を貴殿とご家族にご通知いたします。意見書の提出がない場合は、下記の開始予定日よりプログラムを開始いたします。(再通知はありません。)

本プログラムにご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

(1) 家族申告(入店制限)プログラム実施店舗	
(2) 開始予定日	年 月 日
(3) プログラム内容	貴殿の入店が確認された場合、退店の呼びかけを実施
(4) プログラム有効期間	開始日から1年間
(5) 留意事項	<p>① ご家族から提出された貴殿の写真を基に、貴殿の入店の発見に努めますが、様々な状況により貴殿の入店を確認できず、退店の呼びかけができない場合がございます。</p> <p>② ご家族から提出された貴殿の個人情報、本プログラムの運用の範囲内で利用します。</p> <p>③ 貴殿が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止措置を講じます。</p> <p>④ 貯玉会員で貯玉の精算をされる場合は、貴殿(会員本人)が貯玉会員カードを持参してください。</p> <p>⑤ 貴殿の入店が確認された場合、その旨、ご家族に電話連絡します。</p> <p>⑥ 本プログラムの解除申込みができるのは、申込みされたご家族に限ります。</p>

以上

○本件に関する問合せ先：店名_____ TEL_____

※本プログラムにおける申込可能な家族とは、配偶者、2親等以内の親族(成年者に限る)をいい、「家族」という表現には、本人の法定代理人を含むこととする。

2親等以内の親族= 本人および配偶者の父母、子供、子供の配偶者、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、孫、孫の配偶者

殿

店舗名 _____

住所 _____

家族申告プログラム(㊦入店制限)開始に関するお知らせ

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、さきに貴殿から申込みいただきました _____ 様(遊技者本人)に係る家族申告プログラム(入店制限)を下記の運用開始日より開始することをご通知申し上げます。

本プログラムにご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

(1)家族申告プログラム (入店制限) 実施店舗	
(2)開始日	年 月 日
(3)プログラム内容	遊技者本人の入店が確認された場合、退店の呼びかけを実施
(4)プログラム有効期間	開始日から 1 年間(年 月 日まで)
(5)留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 申込者から提出された遊技者本人の写真を基に、入店の発見に努めますが、様々な状況により本人の入店を確認できないとき、および本人が本人確認に応じない、あるいは本人であることを認めないときに、退店の呼びかけができない場合がございます。 ② 遊技者本人が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止措置を講じます。 ③ 貯玉会員で貯玉の精算をされる場合は、会員本人が貯玉会員カードを持参してください。 ④ 遊技者本人の入店が確認された場合、その旨、申込者に電話連絡します。 ⑤ 本プログラムの解除申込みができるのは、申込者に限ります。

以上

本件に関する問合せ先	
店名	
TEL	

殿

店舗名

住所

家族申告プログラム（⑥入店制限）開始に関するお知らせ

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さきに、貴殿より「家族申告プログラム（入店制限）開始に係る意見書」を受理し、内容を精査した結果、下記特記事項のとおり、貴殿の意見書には家族申告プログラム（入店制限）の開始を取り消すに足る相当な理由がないものと判断し、ご家族の申込みによる運用を開始することといたしました。

つきましては、本プログラムを以下の通り開始いたしますので再度、ご通知申し上げます。

本プログラムにご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

(1)家族申告プログラム (入店制限) 実施店舗	
(2)開始日	年 月 日
(3)プログラム内容	貴殿の入店が確認された場合、退店の呼びかけを実施
(4)プログラム有効期間	開始日から 1 年間(年 月 日まで)
(5)留意事項	<p>① ご家族から提出された貴殿の写真を基に、貴殿の入店の発見に努めますが、様々な状況により貴殿の入店を確認できず、退店の呼びかけができない場合がございます。</p> <p>② ご家族からご提出された貴殿の個人情報は、本プログラムの運用の範囲内で利用します。</p> <p>③ 貴殿が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止措置を講じます。</p> <p>④ 貯玉会員で貯玉の精算をされる場合は、貴殿（会員本人）が貯玉会員カードを持参してください。</p> <p>⑤ 貴殿の入店が確認された場合、その旨、ご家族に電話連絡します。</p> <p>⑥ 本プログラムの解除申込みができるのは、申込者（ご家族）に限ります。</p>
(6)特記事項	

本件に関する問合せ先

店名

TEL

 殿

 店舗名

 住所

家族申告プログラム（㊦入店制限）開始取り消しのお知らせ

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さきに、貴殿のご家族(遊技者本人)から「家族申告プログラム（入店制限）開始に係る意見書」を受理し、内容を精査した結果、同意見書には家族申告プログラム（入店制限）の開始を取り消すに足る相当な理由があると認め、貴殿からの申込みによる家族申告プログラム（入店制限）の開始予定を取り消すこととしました。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

本件に関する問合せ先	
店名	
TEL	

_____ 殿

店舗名 _____

住所 _____

家族申告プログラム（⑥入店制限）開始取り消しのお知らせ

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さきに、貴殿から提出いただきました「家族申告プログラム（入店制限）開始に係る意見書」を受理し、内容を精査の結果、同意見書には家族申告プログラム（入店制限）の開始を取り消すに足る相当な理由があると認め、ご家族からの申込みによる家族申告プログラム（入店制限）の開始予定を取り消すことといたしました。

ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

本件に関する問合せ先	
店名	
TEL	

店 店長(管理者) 殿

家族申告プログラム解除申込書

私は、さきに申し込みました家族申告プログラム（入店制限）の解除を申し込みます。

申込日	年 月 日
申込者氏名(自署に限る)	
申込者住所	〒
遊技者本人の氏名	
遊技者本人の住所	
解除するプログラム (解除項目を○で囲む)	<input type="checkbox"/> ⑤ 入店制限 同意書あり <input type="checkbox"/> ⑥ 入店制限 同意書なし

(※解除申込みができるのは、原則、申込みをした家族に限ります。)

店舗受付担当者 _____

_____ 店 店長（管理者）殿

自己申告・家族申告プログラム申込書における 複数店舗への一括申請に関する申込書兼同意書

私は、貴店に提出した（された）_____年 _____月 _____日付入店制限プログラムの申込書について、貴店グループが経営する以下のパチンコ・パチスロ店舗（対象店舗）についても申込みを希望し、申込書の記載内容について対象店舗においても同意いたします。

<対象店舗（店舗名を記載）>

--	--

- *別紙に対象店を記載する場合は別紙にも申込者等の自署をお願いします
- *地域に店舗が増えたなど対象店を変更する場合は本紙の再提出をお願いします
- *再提出によって入店制限プログラムの有効期限（1年間）に変更はありません

申込日	年 月 日
申込者氏名 （自署に限る）	
申込者住所	
遊技者本人の氏名 （自署に限る）	
遊技者本人の住所	

※家族申告プログラム(⑤入店制限 同意書あり)の申込みの場合、遊技者本人の自署が必要です

以上